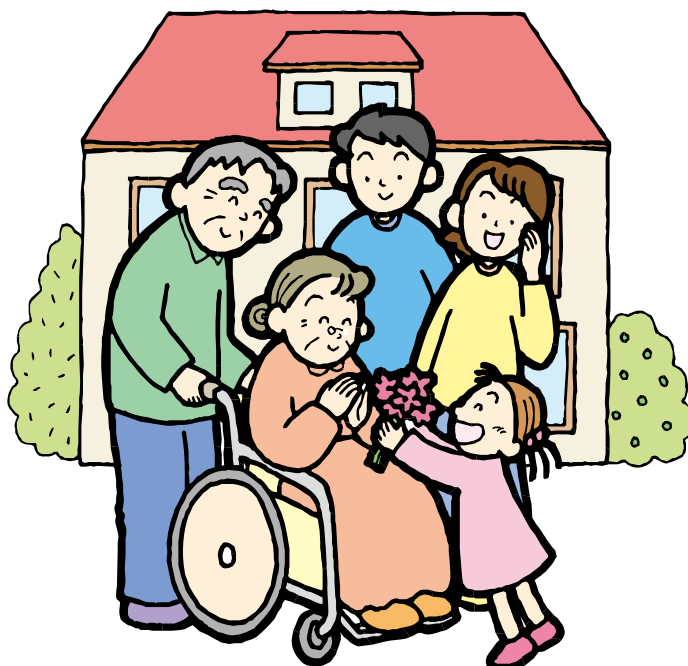


第 3 期 地 域 福 祉 計 画

平成 2 8 年 4 月 ~ 平成 3 3 年 3 月

~ 人にやさしい、みんなが家族のまちづくりプラン ~



平成 2 8 年 3 月
北海道 本別町

「福祉でまちづくり」宣言

平成 18 年 3 月 23 日

告示第 3 号

私たちが健康で心豊に安心して暮らすことは、町民すべての願いで、明るい福祉社会を誰もが望んでいます。

私たちは、豊かな自然と風土に恵まれたこの素晴らしい故郷を守り、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、ここに「福祉でまちづくり」を宣言します。

- 1 家庭の和 地域の輪で 明るく住みやすい まちづくり
- 1 豊かな経験を活かし 町民参加の元気な まちづくり
- 1 地域福祉の充実で いつまでも笑顔で暮らせる まちづくり
- 1 人権を尊重し 一人ひとりが生きがいもてる まちづくり
- 1 人にやさしい 福祉の心を育む まちづくり

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 第 2 期地域福祉計画を振り返って	1
(1) 「人にやさしい、みんなが家族のまちづくりプラン」	1
(2) 「福祉でまちづくり」の歩み	2
(3) 第 2 期計画策定の成果と課題	12
2 計画の位置付け	14
3 計画の期間	15
4 計画の策定方法	16
(1) 策定体制	16
(2) 意見聴取	17
第 2 章 地域福祉を取りまく現状と課題	19
1 基本的な福祉政策課題	19
(1) 人口減少（過疎化）・少子高齢化	20
(2) 家庭力（介護・育児等の扶養機能）の低下	21
(3) 地域力（地域の相互扶助）の低下	22
(4) 財政力（公的な福祉サービスの供給）の低下	25
2 福祉サービスの現状	26
(1) 高齢者・障がい者	26
(2) 子ども・ひとり親世帯	28
(3) 生活保護受給者	29
3 福祉サービスの課題	30
(1) 多様で複合的な課題を抱える人々	30
(2) 地域福祉活動の担い手	32
4 地域福祉の推進課題	35
(1) 情報提供・相談体制の充実	35
(2) 住民同士の交流・地域活動の促進	35
(3) 福祉意識の高揚と担い手の養成・確保	36
(4) 高齢単身・夫婦世帯の増加と安心確保	36
(5) 災害時・緊急時に備えた体制づくり	37
(6) 生活困窮者自立支援に向けた体制づくり	37
第 3 章 計画の基本的な考え方	40
1 基本理念	40
2 基本目標	41

3	取組の基本原則	42
(1)	自助・共助・公助の役割分担	42
(2)	地域福祉圏域の設定	44
4	施策の体系	45
(1)	施策組み立ての考え方	45
(2)	施策の体系	47
第4章 計画の取組		48
1	利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう	49
(1)	情報提供・総合相談体制の充実	49
(2)	権利擁護体制の充実・新たな課題への対応	51
2	安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめよう	53
(1)	福祉サービス基盤整備の推進（利用者主体のサービス提供）	53
(2)	日常生活（自立生活）支援サービスの充実	55
(3)	居住福祉の充実	58
3	地域ですべての人を包み支え合おう	60
(1)	「福祉でまちづくり」の意識高揚と人づくり	60
(2)	ふれあいとつながり・安心のある地域づくり	62
(3)	「福祉でまちづくり」の推進体制づくり	65
第5章 重点事業		68
1	生活困窮者の自立支援体制の構築	69
(1)	現状と課題	69
(2)	取組の方向	70
2	災害時における要援護者の避難支援	71
(1)	現状と課題	71
(2)	取組の方向	72
第6章 計画の推進体制		73
1	計画の進行管理	73
2	計画の評価と見直し	73
資料		74
1	本別町健康長寿のまちづくり条例	74
2	本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿	78

第1章 計画の概要

1 第2期地域福祉計画を振り返って

(1) 「人にやさしい、みんなが家族のまちづくりプラン」

平成23年3月に策定した第2期地域福祉計画（以下「第2期計画」という。）は、副題の「人にやさしい、みんなが家族のまちづくりプラン」となるよう、計画の基本理念である「地域のきずなと交流ネットワークを育み誰もが安心して心やすらかに暮らす本別」を実現するための3つの基本目標を掲げ、本別の地域福祉活動を推進する8つの基本方針、16の推進施策により計画の推進を図ってまいりました。

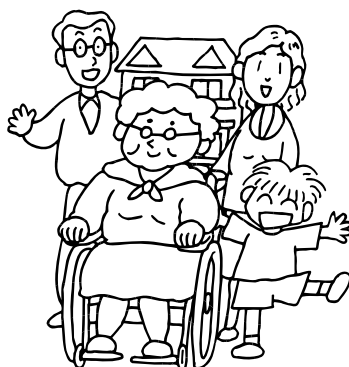
「福祉でまちづくり」を推進するために必要な「自助、（互助）共助、公助」という考え方を町民・事業者・行政の3者が互いに理解し合い、それぞれの努力と適切な役割分担による「協働」事業の拡大に取り組んでいくことを計画の基本原則に据え、本別ならではの「町民力」を発揮できる事業・施策に取り組んでまいりました。

とりわけ、社会福祉・地域福祉にかかわる個人・団体の参加を得て地域福祉活動を推進する「本別町社会福祉協議会」が、日常生活支援や権利擁護に関する事業の充実と強化、利用者の状態に応じた切れ目のないサービス提供体制を構築するため、平成25年3月、社会福祉協議会内に「あんしんサポートセンター」を開設いたしました。

「あんしんサポートセンター運営委員会」への参画、サポートセンター事業に関する「社協・行政合同会議」の開催、各種事業実施に関する協議等、誰もが住み慣れた本別で安心して暮らすことができることを目指し、日常から町社会福祉協議会と町福祉部局との緊密な連携の下、地域福祉の推進を図ってきたところです。

平成18年3月に、住民組織による実行委員会が中心となり、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、「福祉でまちづくり宣言」を行い、未来ある子どもたちへ引き継いでいくことを誓いました。

第3期地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）は、「人にやさしい、みんなが家族のまちづくりプラン」となることを目指した第2期計画を基本的に継承し、本町が掲げる「福祉でまちづくり」を更に飛躍させるための計画とします。



(2)「福祉でまちづくり」の歩み

本町では「福祉でまちづくり」の実現に向け、平成2年に打ち出された「ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）」を出発点とし、福祉への本格的な取組をはじめ、さまざまな取組を行ってきました。その取組は、プロセスの内容により3つの段階に分けることができ、段階ごとにその広がりを見ることができます。

表1 「福祉でまちづくり」の歩み

段 階	年 度	実施内容	
第1段階 (高齢社会の到来に向けた準備段階) 保健医療福祉の統合を目指したまちづくり	平成2年度	「ゴールドプラン」(高齢者保健福祉推進十か年戦略)スタート 「健康管理センター」開設(3月)	
	平成4年度	「ふれあい多目的アリーナ」開設(3月)	
	平成5年度	「銀河福祉タウン構想」(老人福祉計画)策定 「在宅福祉ネットワーク事業」開始	
	平成8年度	福祉課内に「総合福祉推進準備室」を設置 「地域包括医療推進構想」(保健・医療・福祉の統合を目指して)策定(4月) 「ホームヘルパー養成講座」開始	
	平成9年度	「在宅福祉ネットワーク連絡協議会」設立 「太陽の丘整備計画」策定(3月)	
	平成11年度	「地域ケア(認知症高齢者)研究会」設立 介護予防拠点施設「ふれあい交流館」開設(9月)「世代交流館」開設(11月)	
	平成11年度	「第1期銀河福祉タウン計画」(高齢者保健福祉・介護保険事業計画)策定(3月)	
	平成12年度	介護保険制度スタート、地方分権一括法の施行(4月) 太陽の丘3施設「国保病院」「総合ケアセンター」「老健アメニティ本別」開設(4月)	
	第2段階 福祉のまちから 地域福祉を中心に据えた成長段階	平成12年度	認知症普及啓発のための「介護劇」上演 「住宅改修支援チーム」設立(6月)「介護相談員派遣事業」開始(11月) 「福祉教育」(学校における総合学習)スタート 社会福祉法改正(地域福祉計画策定を義務付け:6月) 「健康長寿のまちづくり条例」制定(3月)
		平成13年度	「健康長寿のまちづくり会議」スタート(6月) 介護予防拠点施設「勇足生きがい館」開設(10月)
平成14年度		「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」開始(10月) 介護予防拠点施設「北地区交流センター」開設(10月) 「第2期銀河福祉タウン計画」策定、「障害者保健福祉計画」策定(3月)	
平成15年度		厚生労働省モデル指定を受け「地域福祉計画」策定に着手(4月) グループホーム「あさひの里」開設(9月) チャレンジド・ネットワークほんべつ設立(11月) 「1万人のお茶の間トーク～今こそ発揮!ご近所の底力～」町内21か所で開催	
平成16年度		「北海道型高齢者が住みやすいまちづくり構想(H16~20)」策定(3月) 「子育て支援センター」開設(4月) 「第1期地域福祉計画」(みんなが家族のまちづくりプラン)策定(3月) 次世代育成支援対策行動計画「未来にひろがるまめっすくすく計画」策定(3月) 「健康ほんべつ21」策定(3月)	
平成17年度		子育て支援「すきやきたい」発足(7月) 障がい者サロン「銀河サロン」開設(10月) 「認知症サポーター養成事業」開始(11月) 「福祉でまちづくり」宣言(3月)「第3期銀河福祉タウン計画」策定(3月)	



第 3 段 階 「福祉でまちづくり」の展開 地域福祉の再構築と 更なる飛躍	平成 18 年度	「介護保険推進全国サミット」開催（8月） NPO法人「つつじの園」設立（地域活動支援センターの運営：9月） 「はいかい高齢者等SOSネットワーク」設立（12月） 小規模多機能型居宅介護「陽だまりの里」（仙美里）開設（3月）
	平成 19 年度	NPO法人「インクルード」設立（障がい児童通所事業：7月） 小規模多機能型居宅介護「ゆうあいの里」（勇足）開設（12月） 「第1期障がい福祉計画」策定
	平成 20 年度	地域共生ホーム「きらり」（高齢・障がいの者の共同生活住宅：4月） 「センサーによる緊急通報システム」開始 「第4期銀河福祉タウン計画」、「第2期障がい福祉計画」策定（3月） 「安心生活創造事業」実施、「災害時要援護者避難支援計画」策定に着手（4月）
	平成 21 年度	「未来にひろがるまめっ子すくすく計画（後期計画）」策定（3月）
	平成 22 年度	就労継続支援B型事業所「つつじの園」開設（10月） 小規模多機能型居宅介護「清流の里」（本別）開設（2月） 「第2期地域福祉計画」（みんなが家族のまちづくりプラン）策定（3月）
	平成 23 年度	社会福祉協議会による法人後見開始（7月） 高齢者向け賃貸住宅「清流ハウス8」開設（11月） 「第5期銀河福祉タウン計画」、「第3期障がい福祉計画」策定（3月） 介護予防拠点施設改修（9施設）
	平成 24 年度	市民後見人養成研修実施（1月） あんしんサポートセンター設置（3月） 介護予防拠点施設改修（12施設）
	平成 25 年度	就労継続支援A型事業所「ラムビリカ」開設（4月） 「第2期健康ほんべつ21」策定（3月） 介護予防拠点施設改修（11施設） 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業 実施（7月） 「本別町子ども・子育て会議」 設置（12月）
	平成 26 年度	「子ども未来課」 設置（4月） 「本別町高齢者等住まい・生活支援検討委員会」 設置（11月） 空家等実態調査実施（11月） NPO法人「フリーライフ」設立（12月） 「第6期銀河福祉タウン計画」、「第4期障がい福祉計画」策定（3月） 介護予防拠点施設改修（15施設）
	平成 27 年度	就労継続支援B型事業所「わくわく」開設（6月） 障がい者週間記念事業と学びの日記念事業の共同開催（12月） 「本別町居住支援協議会」設立（2月） 「第3期地域福祉計画」（みんなが家族のまちづくりプラン）策定（3月）



第1段階：「保健・医療・福祉の統合を目指したまちづくり」

(高齢社会の到来に向けた準備段階)

国のゴールドプランスタート後の平成5年度に「銀河福祉タウン構想」(老人福祉計画)を策定し、在宅3本柱の高齢者介護サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ)を中心とした在宅福祉サービス基盤の整備に着手しました。

また、平成5年度には、本町の地域福祉活動の原動力となる「在宅福祉ネットワーク事業」が、本別町社会福祉協議会(以下「社協」という。)のバックアップにより市街地の2つの自治会からスタートしました。

この事業は、「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉に、自治会が中心となった「共助」により、高齢者や障がいのある方など、何らかの支援を必要としている人が、地域の中で心身ともに豊かな生活を送るための「助け合い・支え合い」活動です。

現在、町内にある76自治会中、「36自治会による30のネットワーク」が組織化され、対人口比での組織率は8割を超え、平成8年度には、ネットワーク間の連携や情報の共有化を図ることを目的に「本別町在宅福祉ネットワーク連絡協議会」を設立し、年次総会、情報交換交流会を開催しています。

この事業の特徴は、

ネットワークを組織化している自治会には必ず「福祉部」を設置していること。
自治会内の各班に、身近な方が支援を行うための「福祉協力員」を配置していること。
支援が必要な方の緊急連絡先や福祉サービスなどを把握し、本人の同意を得た上で自治会や社協に情報提供を行う「ふれあい世帯票」を作成し、管理していること。
ふれあい世帯票などの情報をもとに、自治会長や福祉部、担当地区の民生委員により、支援対象者や支援方法を決定する「ネットワーク推進会議」が定期的で開催されていること。

などが特徴です。

社協では地域で考えられる在宅福祉ネットワーク活動として、以下の5点を掲げ、町からの補助金と社協独自の補助金によって活動を支援しています。

1. 地域で実践可能な本人及び家族への支援(5項目)
2. 地域の民生委員・児童委員との連携による要介護者の把握と情報提供
3. 要介護認定や福祉サービスにつなげるための情報提供(地域包括支援センター)
4. 要介護状態や認知症を予防するための活動(サロン活動など)
5. 緊急救援福祉ボランティア(地域自主防災組織)の創設



表2 在宅福祉ネットワーク活動項目（上記1.の支援メニュー）

項目	内容
見守り活動	訪問をしての見守り・新聞受けや電気の状況を見ての見守りなど、対象者の様子が普段と変わりがないかの見守りを直接的・間接的に行う活動
生活支援活動	買い物支援やゴミ出しなど、対象者個人に対して直接的に支援をする活動
除雪活動	雪が降った時に、協力員や隣近所の方が対象者宅の除雪を行う活動
地域サロン活動	地域の集会場などを会場に地域の方が集まって、体操やゲーム・お茶飲み・会食を行う活動
災害時支援活動	大雨や地震など災害が起きた時に、対象者へ避難場所までの誘導や声掛けなどの支援を行う活動

この5項目の活動は、各ネットワークで取組が可能なものを選択し、実施しており、高齢者や障がいのある方の生活の場である「地域」が活動拠点であること、お互いの顔が見え、歩いて行ける範囲で行われる活動であることなど、各種制度や町福祉施策を町民相互で補完する役割も果たしています。

また、本別の「町民力」を結集した住民自治活動として、ごみの分別や花壇づくりなどの環境美化、資源集団回収活動にも波及しており、平成15年度から「ごみリサイクル率」でほぼ毎年全道一、二を維持するなど、地域福祉の推進に現在も大きく寄与しています。

平成8年度には、国保病院の改築を機に、保健・医療・福祉サービス基盤や施策の統合を目指すため、「本別町地域包括医療推進構想」を策定し、構想を具体化するため、役場福祉課内に「総合福祉推進準備室」を設置しました。将来に向けた本格的な基盤整備に着手するとともに、社協においても「ホームヘルパー養成講座」を開始し、将来の福祉サービスの担い手となる福祉人材の育成をスタートさせました。

平成10年度に策定した「太陽の丘整備計画」では、整備を行う34分の1の用地を町民公募により「太陽の丘」と命名し、総合運動公園施設と保健・医療・福祉施設を一体化する「健康と福祉の合流点」を目指した基盤整備を行うことになりました。

また、国保病院、総合ケアセンター、介護老人保健施設（医療法人）の3施設が、介護保険のスタートと時を同じくした平成12年4月にオープンしています。

この3施設を中心に位置する「総合ケアセンター」は、行政の福祉部門のうち、介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（いずれも町営）、社協（法人運営・地域福祉部門、ヘルパーステーション）を配置し、総合相談、情報管理と発信、サービスの総合調整機能を集約しています。

本町における第1段階では、高齢社会の到来に向けた準備とともに、介護保険制度施行に向けたサービス基盤の整備、遊休施設などを有効活用した「介護予防拠点施設」の整備を行うとともに、将来に向けた福祉人材の確保・育成にも努めた時期です。



一方、平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法によって、分権時代における町民と行政の関係の新たなあり方が問われることになり、次の段階における「住民参加型施策」など、地域福祉の推進につながる機会となりました。

第 2 段階：「福祉のまち」から「福祉でまちづくり」への転換

(地域福祉を中心に据えた成長段階)

第 2 段階の時期から、本町における「住民参加型施策」が本格的にスタートし、地域福祉を中心に据えた成長段階へとステップアップしています。

平成 12 年度には、介護保険制度における住宅改修を支援するための「住宅改修支援チーム」の設立、認知症普及啓発のための「介護劇」上演、介護サービスの質的向上を町民目線により行う「介護相談員派遣事業」の開始、「福祉教育」（学校における総合学習）など、町民、サービス事業者、団体、学校、行政が一体となった事業がスタートしました。

「住宅改修支援チーム」は、建築士会本別支部の全面的な支援と協力により、建築士、理学療法士（国保病院、老健施設）、ケアマネージャー、福祉担当者のメンバー構成により設立しました。

介護保険制度施行前のアンケート調査では、町内における高齢者の持ち家率が 8 割と高く、在宅生活の継続を支える上での住環境の整備が課題となっていました。このチームの設立によって、住宅構造や身体機能に応じた改修方法の提示、改修費用の見積もりなど、専門家による適切な助言と総合的な改修支援ができるようになりました。また、介護保険の住宅改修を行う際には、必ずこの支援チームが関わることで、悪質な訪問業者による消費者被害も発生していません。

平成 12 年度から「もの忘れ散歩のできるまち」を目指した認知症高齢者支援にも本格的に着手し、この年から始まった「介護劇」の上演は、認知症の症状や本人の気持ち、家族の思いや地域の方がどのように受け止めたら良いのかなど、様々な視点からのシナリオを手づくりで行い、中学生や老人クラブの方、サービス事業所や社協・行政職員（福祉と関係のない行政職員を含めて）がキャストになり、以後、中央公民館で年 1 回の公演を行ってきました。

町外からの来場者を含め、毎回 400 人規模の観覧となり、劇を通じて徐々に認知症に対する理解づくりが進みました。平成 20 年には、この介護劇の様子を NHK エンタープライズが映像に収め、インターネットを通じて全国に配信されました。

「介護相談員派遣事業」は、利用者の介護サービスに対する不満や要望などと同じ町民の目線から引き出し、サービス事業者に対して問題点や解決策などを提起することで、問題の解決を図っています。現在では全ての事業所訪問に加えて、利用者の自



宅にも訪問し、サービス事業者からの要請もあって、事業所との意見交換会が設けられています。

また、事業者自らが介護相談員からの情報提供が有意義なものであるとの考えを持ったことによって、サービスの質の向上が図られるとともに、利用者間のトラブルの未然防止や利用者の権利意識・自己意識の回復などの効果がもたらされています。

「健康長寿のまちづくり条例」は、第1期の介護保険事業計画策定に携わった委員の皆さんが中心になり、検討委員会を自ら設置して、長寿社会における町民参加の方法や、目的を達成するための組織の設置、その機能や運営のあり方など、条例の試案づくりを行い、平成13年3月に本別では初めてとなる町民手づくりの条例が制定されました。

条例では、町の責務として、「保健福祉施策の策定及び実施に当たっては、町民参加の機会を提供すること」を明記し、町民の責務として「保健福祉施策の策定、実施及び評価に関して積極的に参加し意見を述べること、町民相互連帯に努めること」が明記されています。

この条例の「参加・連帯・自立」の理念を拠り所に、条例の目的を達成するため、町長の付属機関として、平成13年6月に「健康長寿のまちづくり会議」を設置しています。会議は、公募町民、保健福祉関係者、介護サービス事業者、学識経験者等で構成され、「保健福祉施策（各種計画）の策定、進ちょく状況・事業の評価」、「苦情処理」、「地域密着型サービス事業者指定」、「地域包括支援センターの運営」など、多岐に渡る調査・審議を行っています。

平成12年6月、約半世紀ぶりに旧社会福祉事業法が抜本的に改正され、社会福祉法が制定されました。この法改正では、まず第1に利用者の立場に立った社会福祉制度の構築の観点から、(1)福祉サービスの利用制度化、(2)利用者の利益を保護する仕組み（地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度、契約書面交付の義務付け等）の導入、(3)サービスの質の向上（自己評価等）のための方策を進めることとしたほか、第2に、時代の要請に応える福祉サービスの充実を目指して、(4)社会福祉事業の範囲の拡充（新規9事業）、(5)社会福祉法人の設立要件の緩和、(6)社会福祉法人経営の弾力化、(7)地域福祉の推進（地域福祉計画策定、社会福祉協議会・共同募金・民生委員の役割明確化等）が盛り込まれました。

平成14年1月に「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針」が示され、平成15～16年度に厚生労働省のモデル指定を受け、地域福祉計画を策定しました。

この計画は、地域の生活課題を広く把握すること、そしてその課題を町民と共有すること、課題を解決するための役割分担を十分話し合い、行動に移していくことであり、策定過程を重視した仕組みづくりが求められました。



地域福祉計画策定後の平成 17 年 10 月、精神障がいのある方々が、「まちなかに集える場所がほしい」との思いと、「障がいのある方との交流や支援活動を行いたい」との思いを持つボランティアの方々、「障がいに関することを何でも気軽に相談できる環境をつくりたい」行政や関係者の思いがひとつになって「銀河サロン」がスタートしました。

中心市街地の銀河通りに面する公共施設（アースホール）を利用することで、誰もが気軽に集まり、参加者間の交流を通じて馴染みの関係をつくることから活動が始まり、参加者の要望や意見を柔軟に取り入れた活動の中で、現在は、障がいの有無に関係なく、気軽に話をできる仲間が多く集まるようになり、毎回新しいメンバーが加わっており、銀河サロンは参加者全員の心の拠り所になっています。

また、銀河サロンの開設と時期を合わせて、「子育ての手助けをしてほしい」依頼会員と「子育てのお手伝いをしたい」援助提供会員の思いをつなぎあわせる相互援助活動組織の「すきやきたい」が結成しました。

すきやきたいでは、保護者の病気・育児疲れ・買い物・冠婚葬祭など、児童の一時預かり、学校・保育施設の開所時間前と閉所時間後の預かりや送迎、産前産後の生活援助や健診時の支援、通学路での声かけ(啓発)などの活動を行っています。

文字どおり、「世話好き」、「世話焼き」の方が集う活動であり、登録いただいた会員同士が信頼関係を築き、お互いに助けたり、助けられたりしながら、子どもの健やかな成長を願い、見守る活動となっています。

さらに、平成 17 年度には、地域福祉計画の策定を機に福祉を「まちづくり」としてとらえ、地域全体で福祉を推進するため、「福祉でまちづくり」宣言を行う機運が高まり、健康長寿のまちづくり会議委員を中心とした実行委員会を設立し、宣言の趣旨や宣言文の起草を行いました。

実行委員会が中心となった手づくりの「福祉でまちづくり宣言記念集会」は、平成 18 年 3 月 23 日に開催され、400 人を超える参加者全員が力強く宣言を行うとともに、本町の歴史に残る 1 日となりました。

この宣言と「福祉でまちづくり」の推進を未来ある子供たちに引き継ぐため、毎年、「福祉でまちづくり宣言記念事業」を開催し、宣言の趣旨を確認しあっています。



第3段階：「福祉でまちづくり」の展開

(地域福祉の再構築と更なる飛躍)

この「福祉でまちづくり宣言」を機に、地域福祉の更なる飛躍を目指した「福祉でまちづくり」が展開されていきます。

平成 18 年 8 月 24・25 日の 2 日間、「地域住民と協働で進める“認知症を支えるまちづくり”をめざして」をテーマに道内では初めての開催となる「第 7 回介護保険推進全国サミット in ほんべつ」を開催しています。

このサミットの開催に当たっても、200 人を超える町民ボランティアが中心となって運営に当たりました。会場設営にも町民ボランティアのアイデアが取り入れられ、作業にも携わっていただきました。

まさに、町民手づくりのサミットになり、「ものわすれ散歩のできるまち“ほんべつ”」と本別の「町民力」を全国に向けて発信することができ、1,400 人を超える来場者の笑顔とともにサミットは幕を閉じました。

介護保険制度の大幅な制度改正が行われた平成 18 年度には、地域密着型サービスが創設され、認知症高齢者や特養待機者などの中重度者向けの新たなサービスとして「小規模多機能型居宅介護」が位置付けられました。

本町では、地域福祉計画の中で地域福祉圏域の設定を行い、二次福祉圏域を介護保険における日常生活圏域として 3 つの圏域を設定していました。

おおむね 30 分以内の日常生活圏域内に生活上の安全・安心を確保するための多様なサービスを 24 時間 365 日通じて利用することができれば、病院等に依存せずに住み慣れた地域での生活の継続が可能になると考えており、特に小規模多機能型居宅介護は、生活圏域単位に 1 か所以上整備されれば、その役割を十分に果たしうるサービスであることから、地域福祉計画において圏域単位での整備を明記しています。

また、本町では市街地区のみにサービスが集中しているため、今まで不便をかけていた農村地区 2 か所（勇足・仙美里）から整備を進め、平成 19 年 3 月に「陽だまりの里」（仙美里圏域）、19 年 12 月に「ゆうあいの里」（勇足圏域）が事業を開始しており、市街地区である本別圏域には、平成 23 年 2 月から「清流の里」が事業を開始しています。

平成 19 年度には、年齢や障がいの有無に関わらず、それぞれの生活を尊重し、助けあいながら共に生きたいという願いを持った方が集まり、家庭的な雰囲気のある「住まい」と「交流の場」を整備することによって、このような方々が安心して暮らすことができるとの思いから、「共生」をキーワードにした「共同生活住宅」と「交流活動拠点」の整備を行い、高齢の方も障がいのある方も一つ屋根の下で暮らし、交流することのできる地域共生ホーム「きらり」が、平成 20 年 4 月からオープンしています。



平成 20 年度には、一人暮らし高齢者等の日常生活不安を取り除く「緊急通報システム」の更新時期を迎え、既存の装置に人感センサーによる機能を付加しました。

センサーを活用した新たな緊急通報システムは、利用者宅と消防署、総合ケアセンター（行政機関）、利用者の家族やサービス事業者、近隣支援者を電話回線と総合ケアセンターに設置したサーバーを活用し、緊急時や異常時の通報、徘徊時の通報、日常生活情報の収集を行うシステムです。

情報通信技術を活用した緊急通報システムの導入によって、孤立死の防止はもとより、徘徊事故死に繋がりがやすい夜間・深夜の徘徊に対して、家族やサービス事業者、近隣支援者等による迅速な対応が可能になるとともに、閉じこもりなど社会的援護が必要な世帯の日常生活情報を把握することができ、保健師等による効果的な生活管理指導が可能になりました。

また、このシステムの導入によって孤立死をさせないための対策や閉じこもりなど、社会的援護が必要な世帯に対する支援について、改めてまち全体の課題として地域住民・関係機関の意識の共有化を図る機会にもなりました。

平成 21 年度からは、第 2 期地域福祉計画の策定に併せて、今後の地域福祉推進における重点施策となる「安心生活創造事業」と「災害時要援護者避難支援計画」策定に着手しました。

国が安心生活創造事業を実施した背景には、単身世帯の貧困問題が顕在化している一方で、一人暮らしの孤独感から発生する諸問題（詐欺事件、孤立死、相談相手がいないなど）に地域社会がどのように関わっていくのかが問われていること。また、家族のサポートが期待できない一人暮らし世帯等に対して、地域における支援の必要性が今後も増加していくことが予想されるため、この課題を自治体や社協がしっかり受け止め、地域福祉の推進により克服していくことを望んでいるからだと考えます。

特に、日常からの「見守り」と生活に必要な不可欠なものを調達するための「買物支援」が重要であり、地域生活を送る上で必要な 2 つの「基盤支援」を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせるまちをつくるのが「安心生活創造事業」です。

モデル市区町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果検証、意見交換の実施、先駆的取組の情報発信等を行うことを目的に、全国の自治体規模等を考慮し全国で 58 の市区町村（北海道からは、「登別市」、「東川町」、「福島町」、「本別町」の 4 市町）を「地域福祉推進市町村」として指定し、平成 21～23 年度までの 3 か年のモデル事業に取り組んでいます。

本町では、「ひとりの不幸も見逃さない」地域社会（福祉）の再構築を基本理念に掲げ、災害時要援護者避難支援計画との連動、個人情報の共有、担い手となる町民ボランティアの養成確保（生活・介護支援サポーター養成研修）を進めています。



また、この事業は以下の3つの原則を充たすことが求められています。

1. 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する。
2. 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。
3. それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む。

「災害時要援護者避難支援計画」の策定に当たっては、平成22年12月～23年1月の期間に、高齢者悉皆調査と65歳未満の要援護者調査を民生委員の協力により、戸別訪問で行っています。

また、災害時要援護者に関する地域や関係機関・団体との個人情報の共有が一番の課題となりましたが、この調査において、自治会や民生委員、社協などの関係機関・団体に対する個人情報提供のための同意署名欄を調査票に設けることで、課題解決を図りました。

調査結果は、高齢者実態調査においては、回収率98.4%、個人情報の提供同意者が97.1%と、双方とも100%に近い結果となり、「福祉でまちづくり」の展開が、自治会（住民自治組織）に対する絶大な信頼という結果になって現れています。

平成23年11月には、高齢になっても住み慣れた町で安心して暮らせるよう、高齢者向け賃貸住宅「清流ハウス8」が開設されました。

平成25年3月、社協内に「あんしんサポートセンター」が開設され、地域住民の生活課題の相談からサービス提供を一貫して実施しています。中心的事業である成年後見事業や日常生活自立支援事業、やすらぎ支援事業、安心生活創造事業には、多くの地域住民がサポーターとして支援に携わっています。

平成22年に「つつじの園」が作業所から就労継続支援B型事業所に変更し、平成25年には就労継続支援A型事業所「ラムピリカ」が開設。さらに平成27年には就労継続支援B型事業所「わくわく」が開設され、障がい者の就労の場が拡大されてきました。

平成28年2月に「本別町居住支援協議会」を設立し、住宅の確保に特に配慮を要する人への対応や、空き家等の適正管理及び有効活用などの協議が行われています。

エゾムラサキツツジ（町花）



(3) 第2期計画策定の成果と課題

主な成果

ア 協働事業の（住民参加型施策）の拡大

第2期計画で重点事業に掲げた「安心生活創造事業」「災害時における要援護者の共有避難支援」の2事業は、「自助、共助、公助」の適切な役割分担のもと、「地域（町民）」「社協」「行政」の3者が連携し、個人情報の保護・共有を一体的に図りながら事業を推進することができ、協働事業が更に拡大できました。

イ 権利擁護事業の充実・担い手の拡大

平成23年度から厚労省モデル事業である「市民後見推進事業」に着手し、「市民後見人」養成研修を実施し、町社協が市民後見人活動の受け皿となる「実施機関」機能を担うとともに、道内でもいち早く「法人後見事業」をスタートさせた。また、後見制度に至る前の「日常生活自立支援事業」の実施により、判断能力が低下してもサービスの利用契約や援助を受けることができるようになり、本町で安心して最後まで生活することのできる環境を整えることができました。

ウ 日常生活支援サービスの充実

介護保険などの公的サービスの対象とならない方が、安心して日常生活を営むことができるよう「見守り」と「買い物支援」を中心とする訪問サービスを行う「あんしん訪問サービス（安心生活創造事業）」、認知症高齢者に対して長時間の見守りを訪問により行う「やすらぎ支援事業」、金銭管理能力が不十分な方の通帳を預かり、金銭管理と助言を行う「あんしんお預かりサービス」の創設により、日常生活支援サービスを充実することができました。

エ 居住福祉の充実

平成23年11月に高齢者向け賃貸住宅「清流ハウス8」を小規模多機能型居宅介護施設「清流の里」に併設して町社会福祉協議会が開設し、低所得高齢者等が安心して暮らすことのできる「住まいの場」の整備を行いました。

さらに、平成26年度から厚労省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」に着手し、住まいの確保の空家実態調査の実施、全国の町村自治体では初となる「居住支援協議会」を平成28年2月に設置し、空き家の有効活用と住宅要確保配慮者に対する支援体制の構築を図り、居住福祉の充実に向けた環境を整えました。



オ 社協の機能強化

社協内に設置した「あんしんサポートセンター」が、利用者の状態に応じた切れ目のない生活支援サービス提供体制を整える事ができたこと、さらに担い手となる支援員を「あんしんサポーター」として一元化し、統一でのフォローアップ研修の開催や日常的な活動支援体制を強化することもできました。さらに3つの圏域に設置されている「小規模多機能型居宅介護事業所」の運営委員会が中心となり、地域住民の多くが参加することのできるイベントを開催し、年々参加者が増加していることなど、町民から信頼され愛される社協づくりが推進されました。

主な課題

ア 町民みんなが参加する体制づくり

地域における課題を地域が主体となって解決するための「対話の場づくり（地域座談会）」を町や社協が主体となって開催することができませんでした。

また、「市民後見人」養成研修などの新規事業において、新たな地域福祉の担い手を養成することができた一方で、「自治会」や「在宅福祉ネットワーク」などの役員からは、今後の事業継続・推進のための人材不足が課題として挙げられています。

「福祉でまちづくり」を更に進めるための各種事業内容の周知や広報活動、新たな課題に対応するための担い手づくりなど、町民みんなが参加する体制づくりを更に進めていくことが必要です。

イ 生活困窮者自立支援に向けた体制づくり

生活困窮者自立支援制度は、個人の自立のみではなく、生活困窮者の居場所づくりやつながりの形成、社会資源の創出など、制度を通じた地域づくりも目指しています。

総合相談支援や日常生活支援、権利擁護の推進等、既存施策との連携、地域や社会福祉事業者と行政の関係者間の情報・課題共有、連携強化を更に推進し、自立支援に向けた体制を構築することが必要です。

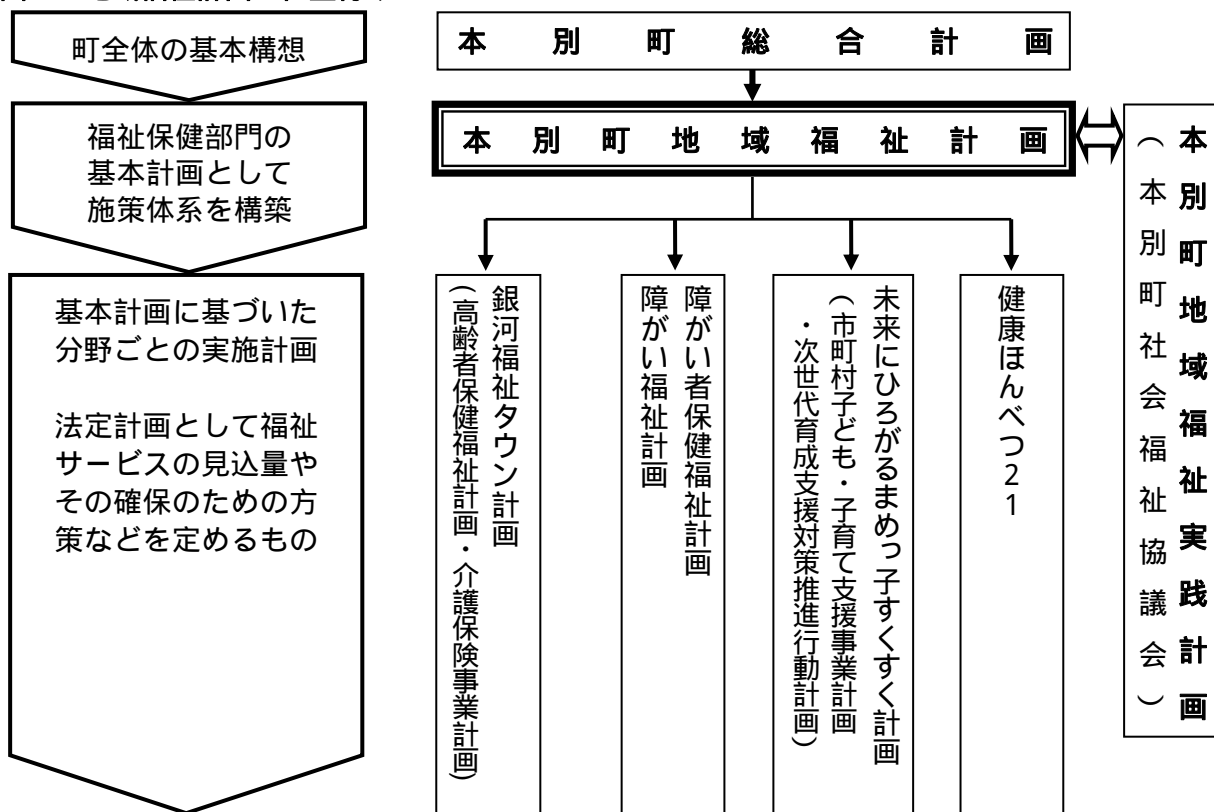


2 計画の位置付け

本計画は、「第6次本別町総合計画（平成23年度～平成32年度）」の基本理念である『ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり』を実現するための保健福祉部門の基本計画であり、「銀河福祉タウン計画(高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画)」、「障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画」、「未来にひろがるまめっ子すくすく計画（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画）」、「健康ほんべつ21」等、福祉関連の個別計画の施策を推進する上での共通理念と各計画の基本方向を示すものとなります。それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、個別計画において位置付けます。

なお、社協が策定する町民の活動計画としての「本別町地域福祉実践計画」と相互に連携した計画とします。

図1 地域福祉計画の位置付け



計画の名称	策定の根拠
本別町総合計画	地方自治法第 96 条第 2 項
本別町地域福祉計画	社会福祉法第 107 条
銀河福祉タウン計画	老人福祉法第 20 条の 8 (市町村老人福祉計画) 介護保険法第 117 条 (市町村介護保険事業計画)
障がい者保健福祉計画 障がい福祉計画	障害者基本法第 11 条第 3 項 (市町村障害者計画) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条 (市町村障害福祉計画)
未来にひろがるまめっ子すくすく計画	子ども・子育て支援法第 61 条 (市町村子ども・子育て支援事業計画) 次世代育成支援対策推進法第 8 条
健康ほんべつ 2 1	健康増進法第 8 条第 2 項 (市町村健康増進計画)

3 計画の期間

計画期間は、第 6 次本別町総合計画（後期計画）との整合を図るため、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とします。

表 3 計画の期間

計画の名称	計画期間	~	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
		H23										
本別町総合計画	H23 ~ H32	第 6 次計画										
		H23 - 27 前期					H28 - 32 後期					
本別町地域福祉計画	H28 ~ H32	第 2 期計画					第 3 期計画					
銀河福祉タウン計画 (高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画)	H27 ~ H29	第 4 期	第 5 期計画			第 6 期計画			第 7 期計画			
障がい者保健福祉計画 障がい福祉計画	H27 ~ H29	第 3 期	第 4 期計画			第 5 期計画			第 6 期計画			
		第 2 期	第 3 期計画			第 4 期計画			第 5 期計画			
未来にひろがるまめっ子す くすく計画 (市町村子ども・子育て支援 事業計画 ・次世代育成支援対策推進 行動計画)	H27 ~ H31	次世代育成支援対策推進行動 計画 (後期計画)				市町村子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策推進行動計画						
健康ほんべつ 2 1	H26 ~ H30	第 1 期				第 2 期						



4 計画の策定方法

(1) 策定体制

策定作業は、本町の保健福祉施策の策定を行う「本別町健康長寿のまちづくり会議」が行いました。

行政内部では、保健福祉課、健康管理センター、地域包括支援センター、総合ケアセンター、子ども未来課の保健福祉部局が中心となって作業を進め、調整を図りました。

本別町健康長寿のまちづくり会議とは・・・

地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の付属機関で、保健福祉施策への町民の参加等を目的に、平成13年3月に町民主導により制定された「本別町健康長寿のまちづくり条例」第7条に基づき設置された会議です。

公募町民、保健福祉関係者、サービス事業者、その他会議の目的に必要な者、22人の委員で構成されています。



(2) 意見聴取

計画策定に当たり、「高齢者実態調査」、「障がい者施策に関するアンケート」、「町民100人意識調査」、「障がいのある人の雇用に関する調査」、「子ども・子育て支援アンケート」で聴取した意見を計画に反映させました。

高齢者実態調査

調査対象	65歳以上で認定を受けていない方 認定を受けている方（要支援1～要介護2） 認定を受けている方（要介護3以上）
調査構成	：対象者全員（長期入院等は除く） ：対象者全員（施設等入所者は除く） ：対象者全員（施設等入所者は除く） 、 、 それぞれの調査票で調査
調査地域	町内全域
調査基準日	平成26年1月31日
調査期間	平成26年2月1日～2月23日
実施方法	：配付は基本的には郵送。一部は自治会・民生委員による配付。 回収は民生委員による戸別訪問回収。一部は自治会による回収 及び ：ケアマネージャーによる配付・回収。一部、面接聞き取り

障がい者施策に関するアンケート

調査対象者	18歳未満対象者	18歳以上対象者		
	手帳所持者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者
配布数	26人	137人（調査除外：13人）		
回収方法	郵送配布、郵送回収と聞き取り調査を実施			
回収数	14人	87人		
回収率	54%	70%		
調査期間	平成26年4月14日～5月2日		平成26年8月18日～9月5日	



町民100人意識調査

調査対象者	無作為に抽出された本別町に住所を有する方
配布数	100人
回収方法	郵送配布、郵送回収と聞き取り調査を実施
回収数	41人
回収率	41%
調査期間	平成26年4月14日～5月2日

障がいのある人の雇用に関する調査

調査対象者	町内経営事業所
配布数	145事業所（3事業所は除外）
回収方法	郵送配布、郵送回収と聞き取り調査を実施
回収数	66事業
回収率	47%
調査期間	平成26年4月14日～5月2日

子ども・子育て支援アンケート

調査の種類	就学前児童をもつ保護者対象の調査（家庭単位） 小学生児童をもつ保護者対象の調査（家庭単位） 中学生対象の調査
調査対象	就学前児童及び小学生児童全数、中学生全数
調査地域	町内全域
配付数	就学前児童：243票 小学生：338票 中学生：180票
調査基準日	平成25年4月1日
調査期間	平成25年11月6日～平成25年11月18日
調査方法	就学前：保育所、幼稚園での配付回収 それ以外は郵送による配付・回収 小学生：小学校での配付・回収 中学生：中学校での配付・回収



第2章 地域福祉を取りまく現状と課題

1 基本的な福祉政策課題

- (1) 人口減少(過疎化)・少子高齢化
- (2) 家庭力(介護・育児等の扶養機能)の低下
- (3) 地域力(地域の相互扶助)の低下
- (4) 財政力(公的な福祉サービスの供給)の低下

地域での自立した生活を営む上で、車の運転ができなくなり買い物に行くことができない、食事を作ることができない、除雪ができない、ゴミの分別やゴミ出しができないなど、生活能力の低下に起因する問題から、一人暮らしがさみしく話し相手がいないといった心の問題、心の隙間に付け込む悪質商法や詐欺などの消費者被害、家族や地域とのつながりがなく孤立死に至るケースや災害時に避難支援が受けられないなど、公的な福祉サービスだけでは対応できない様々な生活課題が、少子高齢化の加速などによる社会の変化とともに顕在化しています。

特に、家族や友人、地域社会とのつながりがなく、自殺や孤立死が急増している日本の現状から「無縁社会」という言葉が生まれ、日本の将来が危惧されています。

かつて、このような多様な生活課題は、家族や地域の助け合いによって解決されていましたが、世帯のさらなる高齢化・少人数化が進み、家庭の扶養能力が低下していることや、地域での人と人とのつながり、町民の地域への帰属意識の低下などにより、地域社会が脆弱化し、地域の相互扶助力が低下していることなどから、身近な生活課題を解決できない方が、高齢者を中心に急増しています。

このような、血縁や地縁といった伝統的なつながりが弱まり、様々な人とのつながりが希薄化する「社会的孤立」などの複合的な課題を抱えた「生活困窮者」に対する支援が大きな課題となっています。

公的な福祉サービスに対するニーズが多様化、増大する一方で、本町の財政状況は、地域経済の低迷や、地方交付税の大幅な削減などにより、厳しい財政運営が続いています。

今後の財政状況は、今まで以上に厳しくなるものと見通しており、限られた予算で増え続ける福祉ニーズに対応せざるを得ないきわめて困難な状況に直面しています。

単純に言えば、今後は、生産年齢人口の減少により町民全体の担税力が低下するため、税収に見合った予算規模としなければならず、福祉関係に使える予算もその影響を避けられません。



(1) 人口減少 (過疎化) ・ 少子高齢化

高齢者人口の増加に伴い、福祉ニーズの増加や多様化が見込まれるが、公的な福祉サービスを主に負担する生産年齢人口が大幅に減少することから、公的な福祉サービスだけでは増加・多様化する福祉ニーズに対応することは困難となっていきます。

本町の総人口は、平成 27 年 10 月末現在で 7,561 人、5 年前の 8,421 人から 860 人減少しています。この 5 年間の平均では、毎年 172 人が減少しており、過疎化による人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

また、将来人口推計においても、10 年後の平成 37 年には 5,909 人と、10 年間で 1,652 人の減少が見込まれます。

平成 24 年の合計特殊出生率 (1 人の女性が生涯に生む子供の数) は 1.68 人で、北海道の 1.26 人、全国の 1.41 を上回っていますが、近年の出生数は減少傾向が続いています。

今後も年少人口及び生産年齢人口が急減する一方で、高齢者人口は平成 29 年まで増加を続け、2,882 人をピークに減少に転じることが見込まれますが、高齢化率は人口減少に伴い平成 37 年には 43.6%まで上昇する見込みです。

表 4 総人口・年齢 3 区分別人口・割合の推移・推計 (単位 : 人、%)

	総人口	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
平成 17 年	9,172	1,102	12.0%	5,451	59.4%	2,619	28.6%
平成 22 年	8,421	906	10.8%	4,767	56.6%	2,748	32.6%
平成 27 年	7,561	740	9.8%	3,971	52.5%	2,850	37.7%
平成 32 年	6,743	618	9.2%	3,308	49.1%	2,817	41.8%
平成 37 年	5,909	500	8.5%	2,835	48.0%	2,574	43.6%

資料： 1 平成 27 年までは、各年 10 月末の住民基本台帳人口
 2 平成 32 年からは、将来推計人口(平成 15 年～26 年の住民基本台帳人口により推計)



(2) 家庭力（介護・育児等の扶養機能）の低下

世帯規模の縮小、高齢者のみ世帯の増加により、介護や育児を担う家庭の扶養能力が低下しており、家庭だけでは対応できない日常生活に関する福祉ニーズが増加・多様化しています。

平成 22 年国勢調査では、本別町における一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の人員は 1 世帯当たり 2.29 人で、世帯規模の縮小が続いています。

また、単独、夫婦のみ世帯は全体の 61.6% を占めています。

少数世帯では、介護・育児が特定の養護者・養育者に集中し、その負担感が大きくなりがちです。

さらに、高齢者のいる一般世帯が増加し、一般世帯全体の約半数を占めています。特に、高齢者単独世帯は一般世帯全体の 21.2% と大幅に増加しています。高齢者のみの世帯では、世帯員の生活機能の低下などにより、日常生活や将来に不安を感じています。

表 5 区分別世帯数・一般世帯に占める割合の推移

家族類型別	単独世帯		夫婦のみ世帯		二世帯世帯		その他の親族世帯	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成 17 年	1,024	28.1%	1,144	31.4%	999	27.4%	470	12.9%
平成 22 年	1,041	30.0%	1,096	31.5%	1,048	30.2%	288	8.3%

資料：国勢調査

表 6 高齢者のいる世帯数

高齢者がいる世帯	総世帯数	内、高齢者のいる世帯	高齢者のいる世帯数内訳					
			高齢者単独世帯		高齢者夫婦世帯		高齢者同居世帯	
			世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成 22 年	3,918	1,941	702	36.2%	675	34.8%	564	29.1%
平成 23 年	3,875	1,920	716	37.3%	666	34.7%	538	28.0%
平成 24 年	3,850	1,946	738	37.9%	682	35.1%	526	27.0%
平成 25 年	3,802	1,968	752	38.2%	708	36.0%	508	25.8%
平成 26 年	3,764	1,981	767	38.7%	717	36.2%	497	25.1%
平成 27 年	3,729	1,996	792	39.7%	723	36.2%	481	24.1%

資料：住民基本台帳



(3) 地域力（地域の相互扶助）の低下

過疎化・少子高齢化や家庭力の低下に伴い、地域の相互扶助機能が低下し、町民の身近な生活課題が解決できなくなるなど、公的な福祉サービスで対応が求められる福祉ニーズが増加・多様化しています。

本町の自治会（地縁団体）に加入している世帯の割合は、100%に近い状態を維持していますが、若年層を中心に自治会に加入しない町民や、会費を納めているだけで活動に参加しないなど、地域との関わりを持とうとしない町民も増加し、一部の役員中心の活動になっているともいわれています。

自治会役員についても、そのなり手不足が深刻化しており、特に会長は、後任が見つからないため固定化している自治会（市街地区）と、なり手がいないため持ち回りの1年交代制としている自治会（農村地区）に大きく分かれます。

担い手不足による住民自治組織の硬直化、自治会活動への参加者不足による地域の相互扶助活動の停滞が懸念されます。

また、自治会の半数以上の会員が高齢者となっている「限界自治会」も農村地区を中心に増加していくことが見込まれ、自治会組織の統合・再編に向けた調整も必要になっています。



表7 自治会別人口・世帯の推移

自治会名	平成22年10月末						平成27年10月末						比較増減					
	人口	0 ～ 14歳	15歳 ～ 64歳	65歳 以上	高齢化 率 (%)	世帯 数	人口	0 ～ 14歳	15歳 ～ 64歳	65歳 以上	高齢化 率 (%)	世帯 数	人口	0 ～ 14歳	15歳 ～ 64歳	65歳 以上	高齢化 率 (%)	世帯 数
北1丁目	64	5	37	22	34.4%	32	46	3	25	18	39.1%	26	-18	-2	-12	-4	4.7%	-6
北2丁目	86	6	43	37	43.0%	41	73	6	29	38	52.1%	36	-13	0	-14	1	9.1%	-5
北3丁目	180	13	110	57	31.7%	86	149	7	81	61	40.9%	81	-31	-6	-29	4	9.2%	-5
北4丁目	182	19	103	60	33.0%	86	167	9	89	69	41.3%	91	-15	-10	-14	9	8.3%	5
北5丁目	147	13	100	34	23.1%	78	136	11	86	39	28.7%	76	-11	-2	-14	5	5.6%	-2
北6丁目	169	26	99	44	26.0%	79	153	21	81	51	33.3%	72	-16	-5	-18	7	7.3%	-7
清流町	162	19	99	44	27.2%	79	153	11	87	55	35.9%	83	-9	-8	-12	11	8.7%	4
北7丁目	200	19	117	64	32.0%	103	194	15	109	70	36.1%	104	-6	-4	-8	6	4.1%	1
北8丁目	318	41	177	100	31.4%	149	290	28	164	98	33.8%	148	-28	-13	-13	-2	2.4%	-1
南1丁目	122	8	55	59	48.4%	63	115	7	52	56	48.7%	63	-7	-1	-3	-3	0.3%	0
南2丁目	298	30	145	123	41.3%	146	293	40	130	123	42.0%	150	-5	10	-15	0	0.7%	4
南3丁目	38	0	28	10	26.3%	22	50	8	27	15	30.0%	24	12	8	-1	5	3.7%	2
南4丁目	352	27	195	130	36.9%	175	331	28	172	131	39.6%	169	-21	1	-23	1	2.7%	-6
柳町	143	14	86	43	30.1%	78	145	16	81	48	33.1%	75	2	2	-5	5	3.0%	-3
緑町	178	15	97	66	37.1%	90	154	17	74	63	40.9%	83	-24	2	-23	-3	3.8%	-7
柏木町	381	27	210	144	37.8%	187	342	29	163	150	43.9%	170	-39	2	-47	6	6.1%	-17
向陽町	468	51	249	168	35.9%	259	408	38	203	167	40.9%	234	-60	-13	-46	-1	5.0%	-25
養護	27	0	0	27	100.0%	27	14	0	0	14	100.0%	14	-13	0	0	-13	0.0%	-13
特養	48	0	2	46	95.8%	48	51	0	1	50	98.0%	51	3	0	-1	4	2.2%	3
東町	172	17	98	57	33.1%	79	164	12	80	72	43.9%	77	-8	-5	-18	15	10.8%	-2
朝日町	84	2	46	36	42.9%	42	69	2	30	37	53.6%	41	-15	0	-16	1	10.7%	-1
山手町	218	48	131	39	17.9%	101	187	35	112	40	21.4%	90	-31	-13	-19	1	3.5%	-11
錦町	218	32	106	80	36.7%	108	202	27	98	77	38.1%	104	-16	-5	-8	-3	1.4%	-4
栄町	420	41	242	137	32.6%	200	358	27	172	159	44.4%	183	-62	-14	-70	22	11.8%	-17
新町	561	74	353	134	23.9%	245	509	51	290	168	33.0%	245	-52	-23	-63	34	9.1%	0
中央小学校	32	8	24	0	0.0%	17	39	11	28	0	0.0%	15	7	3	4	0	0.0%	-2
中学校	26	7	19	0	0.0%	13	19	0	19	0	0.0%	11	-7	-7	0	0	0.0%	-2
高等学校	36	7	29	0	0.0%	20	16	2	14	0	0.0%	11	-20	-5	-15	0	0.0%	-9
東本別	19	1	12	6	31.6%	7	15	0	9	6	40.0%	6	-4	-1	-3	0	8.4%	-1
共栄	158	13	107	38	24.1%	70	140	11	83	46	32.9%	68	-18	-2	-24	8	8.8%	-2
共栄1	36	4	17	15	41.7%	13	30	2	16	12	40.0%	13	-6	-2	-1	-3	-1.7%	0
負簾1	61	6	28	27	44.3%	20	56	7	23	26	46.4%	20	-5	1	-5	-1	2.1%	0
負簾2	64	8	33	23	35.9%	21	56	4	28	24	42.9%	20	-8	-4	-5	1	7.0%	-1
チエトイ1	41	4	18	19	46.3%	13	32	2	10	20	62.5%	13	-9	-2	-8	1	16.2%	0
チエトイ2	35	5	16	14	40.0%	8	30	4	15	11	36.7%	9	-5	-1	-1	-3	-3.3%	1
弥生町	204	43	115	46	22.5%	81	192	39	103	50	26.0%	82	-12	-4	-12	4	3.5%	1
太陽の丘	7	0	0	7	100.0%	7	6	0	0	6	100.0%	5	-1	0	0	-1	0.0%	-2
美里別西中	73	7	33	33	45.2%	31	60	3	30	27	45.0%	25	-13	-4	-3	-6	-0.2%	-6
美里別東中	53	7	31	15	28.3%	19	47	7	22	18	38.3%	16	-6	0	-9	3	10.0%	-3
美里別高東	59	12	31	16	27.1%	13	55	12	25	18	32.7%	14	-4	0	-6	2	5.6%	1
美里別東下1	59	3	29	27	45.8%	23	49	1	22	26	53.1%	22	-10	-2	-7	-1	7.3%	-1
美里別東下2	30	2	19	9	30.0%	13	27	0	18	9	33.3%	13	-3	-2	-1	0	3.3%	0
上本別	121	6	72	43	35.5%	58	106	5	57	44	41.5%	59	-15	-1	-15	1	6.0%	1
追名牛	40	11	17	12	30.0%	10	39	5	23	11	28.2%	10	-1	-6	6	-1	-1.8%	0
本別地区計	6,390	701	3,578	2,111	33.0%	3,060	5,767	563	2,981	2,223	38.5%	2,922	-623	-138	-597	112	5.5%	-138



自治会名	平成22年10月末						平成27年10月末						比較増減					
	人口	0 ~ 14歳	15歳 ~ 64歳	65歳 以上	高齢化 率 (%)	世帯 数	人口	0 ~ 14歳	15歳 ~ 64歳	65歳 以上	高齢化 率 (%)	世帯 数	人口	0 ~ 14歳	15歳 ~ 64歳	65歳 以上	高齢化 率 (%)	世帯 数
勇足元町	268	36	145	87	32.5%	130	218	28	114	76	34.9%	116	-50	-8	-31	-11	2.4%	-14
北糖自治会	59	17	42	0	0.0%	21	45	9	36	0	0.0%	21	-14	-8	-6	0	0.0%	0
北糖寮	10	0	10	0	0.0%	10	16	1	15	0	0.0%	14	6	1	5	0	0.0%	4
勇足東1	40	0	20	20	50.0%	17	40	1	18	21	52.5%	18	0	1	-2	1	2.5%	1
勇足東2	28	4	7	17	60.7%	11	20	3	6	11	55.0%	8	-8	-1	-1	-6	-5.7%	-3
勇足東3	36	8	19	9	25.0%	11	37	5	20	12	32.4%	11	1	-3	1	3	7.4%	0
勇足東4	46	3	27	16	34.8%	11	46	7	21	18	39.1%	11	0	4	-6	2	4.3%	0
勇足東5	31	3	13	15	48.4%	11	29	2	12	15	51.7%	11	-2	-1	-1	0	3.3%	0
勇足西1	60	2	41	17	28.3%	16	49	2	30	17	34.7%	16	-11	0	-11	0	6.4%	0
勇足西2	33	7	20	6	18.2%	8	33	8	16	9	27.3%	8	0	1	-4	3	9.1%	0
勇足西3	10	0	4	6	60.0%	6	13	0	6	7	53.8%	9	3	0	2	1	-6.2%	3
勇足西4	58	8	30	20	34.5%	17	55	9	27	19	34.5%	16	-3	1	-3	-1	0.0%	-1
勇足西5	36	5	25	6	16.7%	9	39	5	26	8	20.5%	14	3	0	1	2	3.8%	5
押帯	91	6	49	36	39.6%	30	72	10	43	19	26.4%	29	-19	4	-6	-17	-13.2%	-1
上押帯	87	5	61	21	24.1%	27	82	6	55	21	25.6%	29	-5	1	-6	0	1.5%	2
美蘭別	90	11	51	28	31.1%	29	80	12	39	29	36.3%	23	-10	1	-12	1	5.2%	-6
勇足地区計	983	115	564	304	30.9%	364	874	108	484	282	32.3%	354	-109	-7	-80	-22	1.4%	-10

仙美里元町	209	19	110	80	38.3%	105	171	13	80	78	45.6%	92	-38	-6	-30	-2	7.3%	-13
美里別西上	98	12	51	35	35.7%	32	82	6	40	36	43.9%	29	-16	-6	-11	1	8.2%	-3
活込	67	5	33	29	43.3%	30	68	10	24	34	50.0%	27	1	5	-9	5	6.7%	-3
美里別東上	30	4	13	13	43.3%	11	28	5	13	10	35.7%	8	-2	1	0	-3	-7.6%	-3
追名牛	21	2	11	8	38.1%	8	18	1	9	8	44.4%	10	-3	-1	-2	0	6.3%	2
仙美里1	24	2	9	13	54.2%	10	21	2	7	12	57.1%	10	-3	0	-2	-1	2.9%	0
仙美里2	22	0	13	9	40.9%	9	19	0	8	11	57.9%	9	-3	0	-5	2	17.0%	0
木札内	11	1	7	3	27.3%	3	13	2	7	4	30.8%	3	2	1	0	1	3.5%	0
仙美里3	40	0	22	18	45.0%	13	32	0	14	18	56.3%	12	-8	0	-8	0	11.3%	-1
上仙美里	26	1	16	9	34.6%	9	26	0	15	11	42.3%	9	0	-1	-1	2	7.7%	0
美栄	13	0	6	7	53.8%	6	13	0	7	6	46.2%	6	0	0	1	-1	-7.6%	0
奥仙美里	26	1	16	9	34.6%	10	24	2	13	9	37.5%	10	-2	1	-3	0	2.9%	0
東仙美里	34	9	18	7	20.6%	9	29	6	14	9	31.0%	10	-5	-3	-4	2	10.4%	1
仙美里ヶ丘	24	1	17	6	25.0%	15	19	0	16	3	15.8%	14	-5	-1	-1	-3	-9.2%	-1
農大寮	132	0	132	0	0.0%	132	112	0	112	0	0.0%	112	-20	0	-20	0	0.0%	-20
西仙美里	66	9	38	19	28.8%	25	55	2	28	25	45.5%	21	-11	-7	-10	6	16.7%	-4
拓農	81	12	45	24	29.6%	25	73	7	40	26	35.6%	26	-8	-5	-5	2	6.0%	1
上拓農	14	3	8	3	21.4%	5	12	2	6	4	33.3%	4	-2	-1	-2	1	11.9%	-1
清里	18	1	10	7	38.9%	7	22	5	10	7	31.8%	7	4	4	0	0	-7.1%	0
新生	31	3	19	9	29.0%	9	27	4	13	10	37.0%	9	-4	1	-6	1	8.0%	0
月見台	23	1	12	10	43.5%	8	21	2	9	10	47.6%	8	-2	1	-3	0	4.1%	0
明美	38	4	19	15	39.5%	13	35	0	21	14	40.0%	13	-3	-4	2	-1	0.5%	0
仙美里地区計	1,048	90	625	333	31.8%	494	920	69	506	345	37.5%	449	-128	-21	-119	12	5.7%	-45

合計	8,421	906	4,767	2,748	32.6%	3,918	7,561	740	3,971	2,850	37.7%	3,725	-860	-166	-796	102	5.1%	-193
----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	------	------	------	-----	------	------

資料： 1 各年10月末の住民基本台帳人口
2 四角囲みは高齢化率50%以上



(4) 財政力（公的な福祉サービスの供給）の低下

これからの本町の財政状況や人口構造を予測すると、今後、ますます増加・多様化する町民ニーズに、公的な福祉サービスだけで対応していくことは困難になると考えられます。

公的な福祉サービスの具体的な内容と供給量については、分野別の個別計画においてそれぞれ設定していますが、本町が福祉部門に投じている費用（民生費）は、平成27年度一般会計の19.2%を占めています。

行財政改革や事務事業評価による事業の精査など、財源の計画的、重点的配分と経常経費の削減に取り組み、収支のバランスを確保するよう努めていますが、地方交付税は年々減少を続け、平成22年度予算の31億5千万円に対し、平成27年度は29億9千万円と1億6千万円減少しています。

平成17年当時は、高齢者1人に対して生産年齢人口2.1人という人口構造が、平成37年には高齢者1人に対して生産年齢人口1.1人と、ほぼ同じになることが予測されます。

したがって、現行制度を単純に維持するだけでも、生産年齢人口一人ひとりの負担が重くなることは避けられません。

表8 一般会計当初予算における民生費（福祉関係）、地方交付税、町税の推移

（単位：千円）

年 度	一般会計	民生費	民生費割合	町税	地方交付税
平成22年度	6,360,281	1,214,010	19.1%	885,044	3,152,722
平成23年度	6,340,003	1,142,524	18.0%	910,951	3,099,222
平成24年度	6,304,238	1,105,771	17.5%	897,456	3,084,965
平成25年度	7,056,661	1,334,974	18.9%	924,324	3,078,740
平成26年度	6,375,564	1,210,357	19.0%	909,506	3,070,873
平成27年度	6,237,441	1,199,949	19.2%	910,104	2,997,322

黒豆（光黒大豆）



2 福祉サービスの現状

(1) 高齢者・障がい者

高齢者・障がい者とも増加傾向にあります。高齢者は、平成30年から緩やかに減少が見込まれています。しかし、人口減少により高齢化率は、平成30年に40%を超え、更に増加が見込まれます。

高齢者人口は、平成29年まで増加を続け、平成30年から緩やかに減少傾向に転じることが予測されています。

しかし、75歳以上の高齢者人口はその後増加を続けることが予測され、病気や加齢による生活機能の低下などにより、介護保険サービスを必要とする要介護認定者とサービス利用者の増加が見込まれます。

各種障害者手帳所持者は、身体障害者手帳では平成22年以降に減少傾向にあります。療育手帳（知的）、精神保健福祉手帳（精神）のいずれも微増傾向にあります。

表9 高齢者人口・前期高齢者・後期高齢者の推移・推計 (単位：人、%)

	総人口	高齢者人口		前期高齢者		後期高齢者	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成17年	9,172	2,619	28.6	1,333	14.5	1,286	14.0
平成22年	8,421	2,748	32.6	1,279	15.2	1,469	17.4
平成27年	7,561	2,850	37.7	1,327	17.6	1,523	20.1
平成32年	6,743	2,817	41.8	1,275	18.9	1,542	22.9
平成37年	5,909	2,574	43.6	984	16.7	1,590	26.9

資料： 1 平成27年までは、各年10月末の住民基本台帳人口

資料： 2 平成32年からは、将来推計人口（平成15年～26年の住民基本台帳人口により推計）

表10 障がい者手帳交付者の推移 (単位：人)

	身体					知的			精神
	視覚	聴覚	肢体不自由	内部	合計	A	B	合計	
平成23年	24	58	336	139	557	41	51	92	33
平成24年	24	51	317	147	539	41	53	94	37
平成25年	26	50	324	141	541	42	58	100	37
平成26年	27	47	319	138	531	41	68	109	40
平成27年 (H28.2.15現在)	26	46	312	135	519	42	71	113	41

主障がいをカウント(重複している障がいのカウントはしない)

資料：障がい者手帳台帳の各年度末の人数

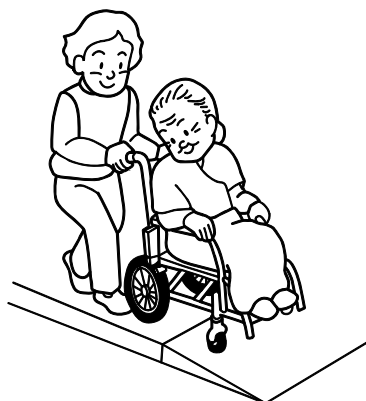


表 11 要介護認定者の推移

(単位：人、%)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	対高齢 者割合
平成 22 年	87	50	94	80	49	55	42	457	16.6%
平成 23 年	79	45	108	67	59	59	44	461	16.9%
平成 24 年	81	47	113	74	55	58	53	481	17.5%
平成 25 年	95	35	102	79	71	70	59	511	18.2%
平成 26 年	74	32	108	72	68	68	64	486	17.2%
平成 27 年	73	29	114	80	59	57	67	479	16.8%

資料：各年 10 月末の介護保険事業状況報告



(2) 子ども・ひとり親世帯

子どもの数は減少しており、更なる減少が予測されます。
 経済的な支援を必要としているひとり親世帯数は横ばいですが、自立のための様々な支援が求められています。

本町の合計特殊出生率 1.68 (平成 24 年) は、北海道や国に比較して高い状態にありますが、人口維持に必要とされる 2.08 に届かない状態が続いており、今後も更なる子どもの減少が予測されます。

就学前児童の居場所 (利用状況) は、保育所 (常設・へき地) が約 57.4%、幼稚園が約 16.2% となっており、3 歳未満児を中心に子育て支援センターにおける一時預かりやひろば事業が利用されています。

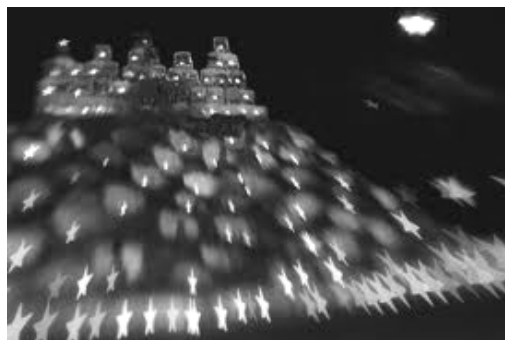
また、母子、父子等のひとり親世帯のうち、経済的な支援が必要である場合は児童扶養手当が支給されますが、さらに就労、住まいの確保、保育環境の整備、子どもの家庭学習の支援、医療費助成など、自立支援のための総合的な施策の充実が求められています。

表 12 年少人口・児童扶養手当受給者の推移・推計 (単位: 人、%、世帯)

	総人口		年少人口		就学前児童 (0 ~ 5 歳)		小学生 (6 ~ 11 歳)		中学生 (12 ~ 14 歳)		児童扶養 手当受給者
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
平成 17 年	9,172		1,102	12.0%	398	4.3%	466	5.1%	238	2.6%	59
平成 22 年	8,421		906	10.8%	334	4.0%	362	4.3%	210	2.5%	80
平成 27 年	7,561		740	9.8%	269	3.6%	315	4.2%	156	2.1%	61
平成 32 年	6,743		618	9.2%	215	3.2%	262	3.9%	141	2.1%	
平成 37 年	5,909		500	8.5%	172	2.9%	208	3.5%	120	2.0%	

資料: 1 平成 27 年までは、各年 10 月末の住民基本台帳人口
 2 平成 32 年からは、将来推計人口 (平成 15 年 ~ 26 年の住民基本台帳人口により推計)

雪あかりナイト



(3) 生活保護受給者

本町の保護率（平成 27 年 11.4‰）は全国平均、北海道平均を下回り、ほぼ横ばいで推移していますが、今後は高齢者世帯の増加などにより、増加に転じることも予測されます。

生活保護受給者は、平成 27 年では 74 世帯、86 人、保護率は 11.4‰となっています。これは、全国の保護率や北海道の保護率と比較しても低い水準となっています。

しかし、経済的自立が容易ではない高齢者世帯の増加などにより、保護率が増加に転じることも予測されます。

表 13 生活保護状況の推移

（単位：世帯、人、‰）

	世帯	人	保護率		
			本別町	北海道	全国
平成 22 年	71	90	10.7‰	28.9‰	15.2‰
平成 23 年	68	88	10.6‰	30.2‰	16.2‰
平成 24 年	68	84	10.4‰	31.3‰	16.6‰
平成 25 年	73	88	11.1‰	31.6‰	17.0‰
平成 26 年	75	89	11.4‰	31.4‰	17.0‰
平成 27 年	74	86	11.4‰	31.2‰	17.1‰

‰：パーミルあるいはプロミルとよび、1,000 分の 1 を 1 とする単位



3 福祉サービスの課題

(1) 多様で複合的な課題を抱える人々

「経済的困窮」や「社会的孤立」といった状態にある「生活困窮者」は多様で複合的な課題を抱えていることがあり、既存の福祉サービスでは十分に対応できない場合があります。

生活困窮をめぐる状況としては、長期にわたる景気の低迷などから、非正規雇用労働者の割合が増加傾向にあり、雇用の不安定さや所得の低迷が見られ、経済的に困窮している人が増加していると推測されています。子どもの6人に1人が貧困であるといわれており、生活保護世帯で育った子供は、大人になっても生活保護を受給するといった、貧困の世代間連鎖も問題となっています。

また、単身世帯やひとり親世帯の増加や、少子高齢化の進展などによる地域コミュニティ機能の低下などにより、家族や地域など様々な人とのつながりが希薄化する「社会的孤立」も問題となっています。いざというときに頼れる人がいないと、突発的な困難が生じた際に貧困状態に陥ってしまうケースがあります。高齢者の介護問題や孤立死、若年無業者といった問題や、養育者・養護者が育児や介護の負担を一人で抱え込んで心身ともに疲労し、追いつめられて引き起こす児童虐待や高齢者虐待のような問題につながることもあります。さらに孤立感などからくる精神的な問題は、自殺の主な要因の一つとして指摘されています。

このような「経済的困窮」や「社会的孤立」といった問題を抱える「生活困窮者」は、生活面、就労面、健康面など様々な課題を複数抱えていることがあります。多様で複合的な課題を抱えている「生活困窮者」への支援は、これまでの「高齢者」「障がい者」「子ども」などといった分野ごとに展開されてきた既存の相談支援体制では、課題に十分に対応できない場合があります。

生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で支援を行うことによって、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る仕組みとして、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されました。

社会保険や労働保険などは第1のセーフティネット、生活保護は第3のセーフティネット、その間の仕組みは第2のセーフティネットと呼ばれており、同法による生活困窮者自立支援制度は、この第2のセーフティネットを手厚くする施策です。福祉事務所設置自治体等を実施主体として、複合的な課題を抱える、いわゆる制度の狭間に置かれている人に対して、生活全般に渡る包括的な支援を提供する仕組みとなっており、「自立相談支援事業」などの必須事業と、「就労準備支援事業」などの任意事業が制度化されました。

本町においては、十勝総合振興局が設置する「とかち生活あんしんセンター」が同制度に基づく「自立相談支援事業」を実施し、自立に関する相談支援、プラン作成等



を行っています。また、社会福祉協議会で行っているあんしんサポートセンターでは、権利擁護事業に加え多重債務支援も行っています。

しかし、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な人もおり、このような人たちの早期の発見・把握については、広域行政を担う北海道においては容易ではないため、町による対象者の早期発見・把握や、町民に最も身近な相談窓口として一次的な相談の対応、対象者の状況に応じ「とかち生活あんしんセンター」や関係機関への適切なつなぎ、「とかち生活あんしんセンター」の取り組みと町内で実施されているさまざまな施策との連動などが期待されています。

図2 生活困窮者自立支援制度における第2のセーフティネット拡充のイメージ

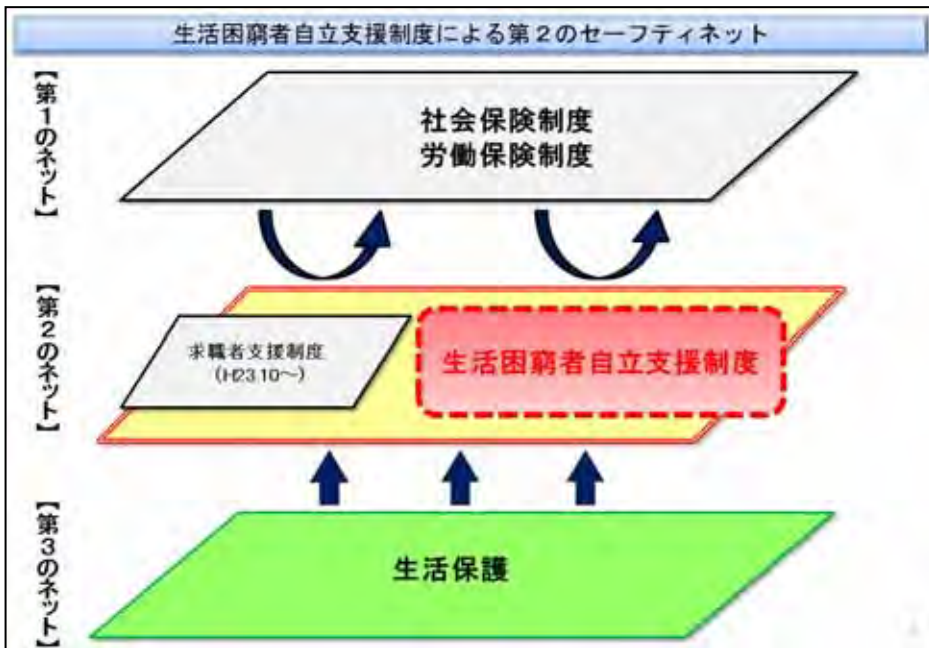
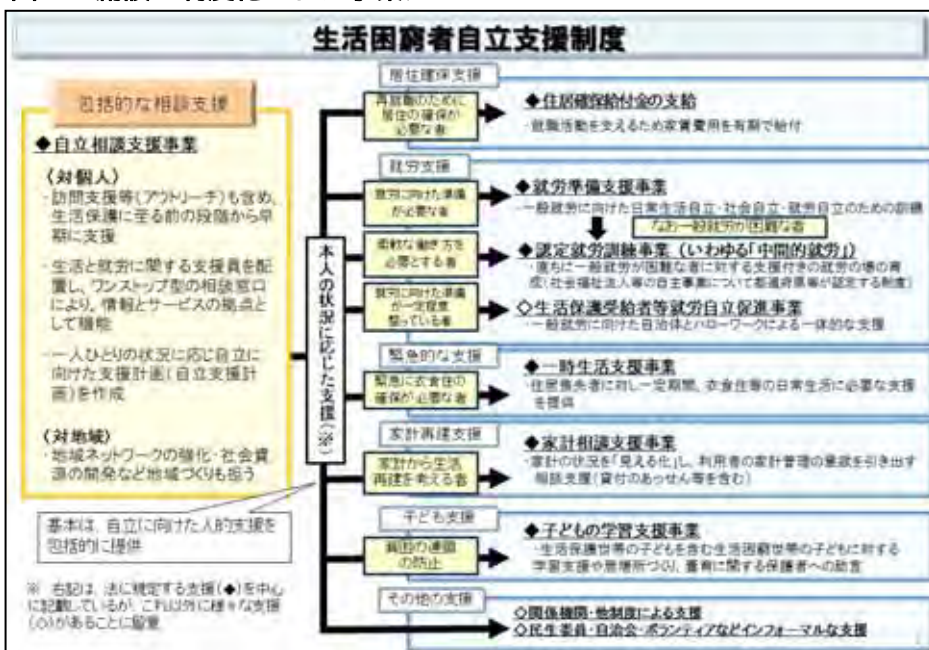


図3 創設・制度化された事業メニュー



(2) 地域福祉活動の担い手

本別町社会福祉協議会

社協は、地域福祉活動の実践、総合調整機関として、自治会や民生委員・児童委員など、関係機関・団体との連携を一層強化し、多くの町民の参加を得ながら地域の特性を踏まえた活動が期待されます。

社協は、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、これまでも、「町民みんなに愛される社協づくり」を合言葉に、町との連携を図りながら、介護保険サービスの安定的な供給、在宅福祉ネットワーク活動の普及・充実、配食サービスや福祉有償運送などの独自の在宅福祉サービスの充実、ボランティアセンターにおける活動支援などに取り組んできました。

平成 25 年 3 月、法人後見センターとして「あんしんサポートセンター」が開設され、権利擁護支援機関の中核としてスタートしました。「あんしんサポートセンター」では、法人後見事業、日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービス事業、生活応急資金貸付事業など総合的な権利擁護サポートが実施されています。

権利擁護支援においては、制度の周知を図り、支援の必要な人へ利用を進め、各機関が連携し支援体制を構築していくことが望まれます。

図 4 あんしんサポートセンター事業メニュー

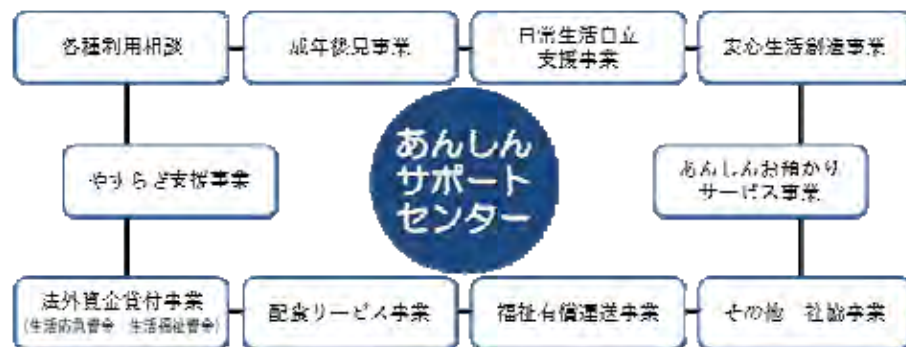


表 14 あんしんサポートセンター利用状況 (人・件)

あんしんサポートセンター利用者数 (延)	131
相談件数 (延)	59
法人後見事業利用者数	5
日常生活自立支援事業	4
あんしんお預かりサービス事業	7
生活応急資金貸付事業	5
生活福祉資金貸付事業	7

平成 27 年度実績



民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、支援を必要とする方の把握、相談支援活動を一層充実させ、担当地区自治会や社協・町との連携強化により、地域福祉推進役・調整役としての活動が期待されます。

民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣が委嘱するボランティアである民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉の推進役・調整役です。

本町では、民生委員・児童委員 33 人、主任児童委員 2 人の計 35 人により、本別町民生委員児童委員協議会を設置し、担当地区を基盤とした活動を展開しています。

しかし、民生委員・児童委員は、活動量の多さと責任から活動を進める上での悩み・苦労が多いため、委員改選時の交替が難しくなっているのが現状です。

本町では、委員定数を満たしている状況にありますが、全国的には民生委員のなり手不足、欠員の増加が課題となっています。

また、生活課題の多様化、深刻化のなか、住民からの相談に適切に対応し、早期の支援につなげていくためには、必要な知識の習得とともに、相談援助に関する技術等を高める必要があり、研修を充実させる必要があります。

そして、地域福祉を推進するために、民生委員・児童委員は担当地区自治会との連携を強化し活動することが望まれます。

今後も、委員一人ひとりの個別援助活動だけでなく、民生委員児童委員協議会としての活動を充実させ、地域全体での取組を促進することが期待されます。

民生委員の職務（民生委員法第 14 条）

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

児童委員の職務（児童福祉法第 17 条）

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。



社会福祉事業者

社会福祉事業者(社会福祉施設)は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透し、地域に開かれた施設になることが期待されます。

平成 27 年 4 月に「社会福祉法等の一部を改正する法律案(以降、「改正社会福祉法」)が提出され、「地域における公益的な取組を実施する責務」が示されました。社会福祉法人が今後も福祉の担い手として、地域住民等から信任を得続けるために「地域における公益的な活動」の取組とともに、地域における公益的な活動を柔軟に実施するための整備がうたわれています。社会福祉事業者は自らが行う社会福祉事業に関する専門機能を有しており、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、実習やボランティアの受入れ、さらには、町民等の交流会・懇談会の開催のための調整や場所の提供等を通して、地域における福祉サービス拠点としての役割を果たすことが期待されています。

本町では、福祉施設が「夏祭り」など、地域住民と利用者・職員との定期的な交流の機会を持っており、今後もボランティアの受け入れを積極的に働きかけ、地域に開かれた施設として、利用者と町民との日常的な交流を進めていくことが必要です。

市民活動(自治会・ボランティア・NPO活動)

自治会・ボランティア・NPO活動などの市民活動は、多くの町民、とりわけ団塊の世代の参加を得ながら、その活動が量的にも質的にも拡大していくことが期待されます。

自治会活動・ボランティア・NPO活動などの市民活動は、参加者の自発的な意思によって自己実現や社会貢献への意欲を満たす活動であるとともに、受ける側にとっては、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題を充足させるものであることから、両者を繋ぐ多様な支え合いによって、地域福祉活動を重層的なものとするのが期待されます。

ボランティアセンターにおいては、あいの里交流センターを核とした活動の取り組みを推進しボランティアの調整、講座の開設、人材の養成などが取り組まれています。登録数は、個人登録が 24 人、団体登録が 15 団体となっていますが、活動そのものが見えづらいとの意見もあります。

ボランティアセンターにおいても引き続きボランティアの調整と福祉教育を担う住民・市民の育成を継続し豊かな福祉観の醸成にむけた活動が望まれます。

北海道が認証したNPO法人のうち、町内に事務所を置く団体は 5 団体で、そのうち 3 団体が障がい福祉サービス事業を担っています。

今後、地域では、一斉に退職する団塊世代が新たな生活を営むことになり、豊かな経験を持つ人々が市民活動へ参加していくことが重要です。



4 地域福祉の推進課題

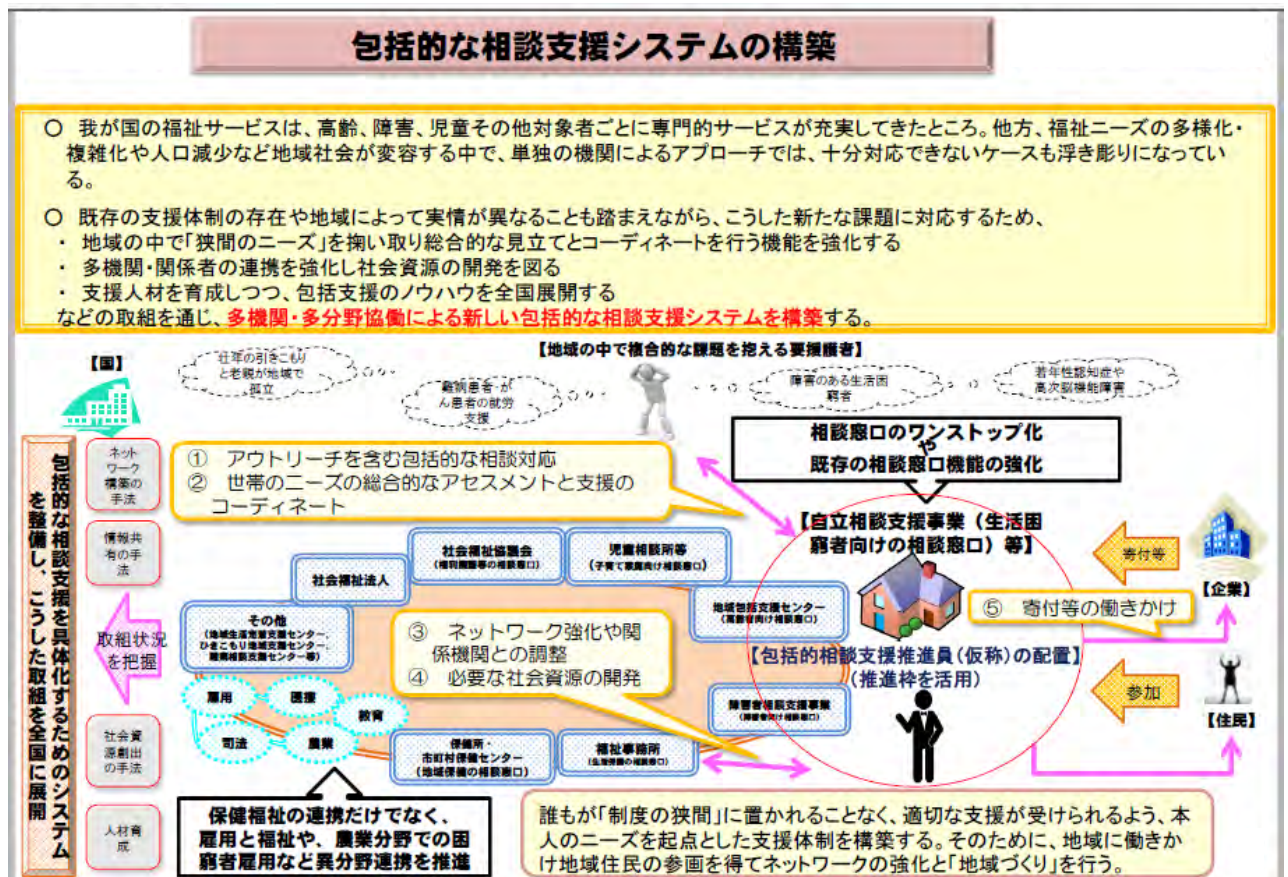
(1) 情報提供・相談体制の充実

支援を必要とする方が、利用したい福祉サービスを適切に選択するためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

地域では福祉ニーズの多様化・複雑化により複合的な生活課題を抱える方が多くみられるようになり、各分野において横断的に対応できる包括的な相談体制の必要性が求められています。

既存の体制では解決が困難なニーズに対し、世帯全体が抱える悩みを解決するため、アウトリーチを含む包括的な相談対応を図るなど、多機関・多分野協働による新しい包括的な相談支援システムの構築が求められています。

図5 包括的な相談支援システム



(2) 住民同士の交流・地域活動の促進

地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりのためには、町民一人ひとりが、近隣住民との繋がりや信頼関係を育む必要があります。

地域福祉を推進するためには、今後も良好な「住民同士の交流」を促進するとともに、良好な人間関係から育まれる町民の主体的な「地域活動の促進」に努めることが必要です。

(3) 福祉意識の高揚と担い手の養成・確保

「福祉でまちづくり」を推進するためには、「自助」、「共助」、「公助」の考え方や役割分担を互いに理解しあうことが必要であり、高い志を持った多くの町民を福祉活動の担い手として、継続的に養成・確保していく必要があります。

地域福祉を推進するためには、「福祉でまちづくり宣言記念事業」や「障がい者週間記念事業」、「出前講座」、学校との連携による「福祉教育」の充実など「福祉意識の高揚」と、若い世代の福祉への関心をより高め、福祉に係わる活動に参加を促すような仕組みづくりが必要です。

また、「認知症サポーター養成」や「生活・介護支援サポーター養成」など、「担い手の養成・確保」のための施策の充実も必要です。

(4) 高齢単身・夫婦世帯の増加と安心確保

町民が地域において自立した生活を営む上で、支援が必要となったときの公的な福祉サービスだけでなく、日頃からの安心の確保が必要です。

本町では、高齢者のいる世帯の割合が約半数に達し、特に、高齢単身・夫婦世帯の増加が続いています。

「孤立死」や「高齢者虐待」など、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない課題を防ぐためには、日頃からの声かけ、見守りなど、「ひとりの不幸も見逃さない地域社会の再構築」が必要です。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「高齢単身・夫婦世帯の増加」に対応した「高齢者が地域で生活するための安心確保」に取り組むことが課題となっています。



(5) 災害時・緊急時に備えた体制づくり

町民が地域において自立した生活を営む上で、地震などの災害発生時の避難や緊急時の対応など、自力での避難が困難な方の不安を取り除くことや、緊急時の連絡体制の構築が必要です。

緊急時の連絡体制の構築においては、平成 22 年 1 月に実施した高齢者実態調査から 4 年が経過していることもあり平成 26 年 2 月に「避難行動要支援者実態調査」を行っています。平成 26 年の調査でも自治会等に対して緊急連絡先等の個人情報の提供に同意をいただいた方が 2,241 人（全体の 94.9%）と非常に高い回答が得られ、本町の個人情報の共有についての理解の深さ、地域ぐるみでの体制づくりへの協力が伺えます。

また、今回の調査では新たに脳や心臓疾患の調査も行い、消防署との情報共有を図っています。

「災害時要援護者」に誰が該当するのか、また、どのような支援が必要なのかについての地域住民間での情報共有と適切な個人情報保護に努めるなど、「災害時、緊急時に備えた体制づくり」に取り組むことが課題となっています。

(6) 生活困窮者自立支援に向けた体制づくり

生活困窮者自立支援制度は、個人の自立のみではなく、生活困窮者の居場所づくりやつながりの形成、社会資源の創出など制度を通じた地域づくりも目指しています。総合相談支援や日常生活支援、権利擁護の推進等、既存施策との連携、地域や社会福祉事業者と行政の関係者間の情報・課題共有、連携強化を更に推進し、自立支援に向けた体制を構築する必要があります。



本別町における地域福祉の推進課題

地域福祉を取りまく現状と課題

基本的な福祉政策課題

- ・人口減少（過疎化）・少子高齢化
- ・家庭力（介護・育児等の扶養機能）の低下
- ・地域力（地域の相互扶助）の低下
- ・財政力（公的な福祉サービスの供給）の低下

福祉サービスの現状

- ・人口減少により高齢化率が更に増加の見込み
- ・ひとり親世帯への支援が求められている
- ・高齢者世帯の増加などにより、生活保護率の増加が予測

福祉サービスの課題

- ・多様で複合的な課題を抱える人々
- ・地域福祉活動の担い手



国・道の動向

国の地域福祉計画に関する考え方

国は、「社会福祉法」の第107条で、地域福祉の推進に当たって、市町村において「地域福祉計画」を策定することを規定しています。地域福祉計画は、高齢者や障がい者といった対象者ごとではなく、地域という場所に注目した計画であり、町民がともに支え合い、助け合うという意識の形成、その仕組みやネットワーク、行政・事業者・町民の役割や取り組みなどについて、基本的な理念や方針を定め地域福祉を推進することを目指すものです。

【社会福祉法抜粋】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



生活困窮者対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月17日施行）

子どもの将来が家庭の貧困によって左右されることがないように、教育の機会均等、生活支援、保護者への就労支援等の対策を総合的に行うことを目的として制定されました。国は推進すべき子どもの貧困対策の指針として、当面の重点施策を定めた大綱を策定しています。

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）

生活に困窮する人に対し、生活保護に至る前の段階から支援を行い、早期に自立させることを目的として制定されました。事業の実施主体は福祉事務所設置自治体（市部は市、郡部は都道府県）、必須事業として、自立相談支援事業及び住宅確保給付金の支給。任意事業には就労準備支援事業、家計相談支援事業及び学習支援事業等があります。



本別町の現況

人口減少（過疎化）・少子高齢化

高齢者人口の増加に伴い、福祉ニーズの増加や多様化が見込まれますが、公的な福祉サービスを主に負担する生産年齢人口が大幅に減少することから、公的な福祉サービスだけで増加・多様化する福祉ニーズに対応することは困難となっていきます。

家庭力（介護・育児等の扶養機能）の低下

世帯規模の縮小、高齢者のみ世帯の増加によって、介護や育児を担う家庭の扶養能力が低下しており、家庭だけでは対応できない日常生活に関する福祉ニーズが増加・多様化しています。

地域力（地域の相互扶助）の低下

過疎化・少子高齢化や家庭力の低下に伴い、地域の相互扶助機能が低下し、住民の身近な生活課題が解決できなくなるなど、公的な福祉サービスで対応が求められる福祉ニーズが増加・多様化しています。

財政力（公的な福祉サービスの供給）の低下

これからの本町の財政状況や人口構造を予測すると、今後、ますます増加・多様化する町民ニーズに、公的な福祉サービスだけで対応していくことは困難になると考えられます。

上位計画

第6次総合計画

『ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり』

『根』町民一人ひとりの学びを生かしたマンパワーを「ほんべつ力」と位置付け、「ひとづくり」「人材の育成」を樹の「根」に例え、人材育成を基本にまちづくりを進めます。

『幹』本町の地域資源を最大限活用し、あらゆる場での仕事づくりを進めることにより「産業・雇用」を拡大することを樹の「幹」と例え、本町の産業振興を重点施策とします。

『枝』町民の皆さんの命と暮らし生活を守るため、「安心」「安全」「健康」を樹の「枝」と例え、本町が先進的に進めている「保健・医療・福祉」の一体的な整備をさらに充実します。

【福祉のテーマ】

ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、町民の健康意識の向上、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携によるサービスを提供します。

誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、地域社会の助け合いによる地域ネットワークづくりのさらなる充実。「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉にした地域づくりを推進します。

地域福祉の推進課題

情報提供・相談体制の充実

- 支援を必要とする方を適切な支援に結びつけるためには、気軽に相談することができ、その相談を確実に支援に結びつけられる体制をつくる必要があり、「（福祉サービスに関する）情報の提供」と「相談体制の充実」が課題となっています。

住民同士の交流・地域活動の促進

- 地域住民が生活課題を共有し、解決のために取り組むためには、地域住民の主体的な参加による地域活動がより活発に推進されることが必要です。
- 地域福祉を推進するためには、今後も良好な「住民同士の交流」を促進するとともに、良好な人間関係から育まれる住民の主体的な「地域活動の促進」に努めることが必要です。

福祉意識の高揚と担い手の養成・確保

- 地域福祉を推進するためには、「福祉でまちづくり宣言記念事業」や「出前講座」、学校との連携による「福祉教育」の充実など「福祉意識の高揚」と、若い世代の福祉への関心をより高め、福祉に係わる活動に参加を促すような仕組みづくりが必要です。
- 「認知症サポーター養成」や「（社協）あんしんサポーター養成」など、地域の担い手を養成・確保する取り組みを継続的に実施していくことが必要です。

高齢単身・夫婦世帯の増加と安心確保

- 町民が地域において自立した生活を営む上で、支援が必要となったときの公的な福祉サービスだけでなく、日頃からの安心の確保が必要であり、高齢単身・夫婦世帯が増加するなかで地域福祉を推進するためには、「高齢単身・夫婦世帯の増加」に対応した「高齢者が地域で生活するための安心確保」に取り組むことが課題となっています。

災害時・緊急時に備えた体制づくり

- 地震などの災害発生時の避難や緊急時の対応など、自力での避難が困難な方の不安を取り除くことや、緊急時の連絡体制の構築が必要です。
- 「避難行動要支援者」に誰が該当するのか、また、どのような支援が必要なのかについての地域住民間での情報共有と適切な個人情報保護に努めるなど、「災害時・緊急時に備えた体制づくり」に取り組むことが必要です。

生活困窮者自立支援に向けた体制づくり

- 生活困窮者自立支援制度は、個人の自立のみではなく、生活困窮者の居場所づくりやつながりの形成、社会資源の創出など、制度を通じた地域づくりも目指しています。総合相談支援や日常生活支援、権利擁護の推進等、既存施策との連携、地域や社会福祉事業者と行政の関係者間の情報・課題共有、連携強化を更に推進し、自立支援に向けた体制を構築することが必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町は、第6次総合計画において、まちづくりの基本理念として、『ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり』を掲げています。

このうち、安心・安全・健康（命と暮らしを守る）として掲げられた福祉関連のテーマにおいては、

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域

その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、町民の健康意識の向上、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による一体的なサービスの提供、体制を充実

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるように、生活支援体制の構築、いきがづくりと健康づくり（介護予防）を推進

地域社会の助け合いによる地域ネットワークづくりの更なる充実、高齢者や障がいのある人が、地域の中で身心共に豊かな生活を送るため、「共助」の精神を基本に、「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉にした地域づくりを推進

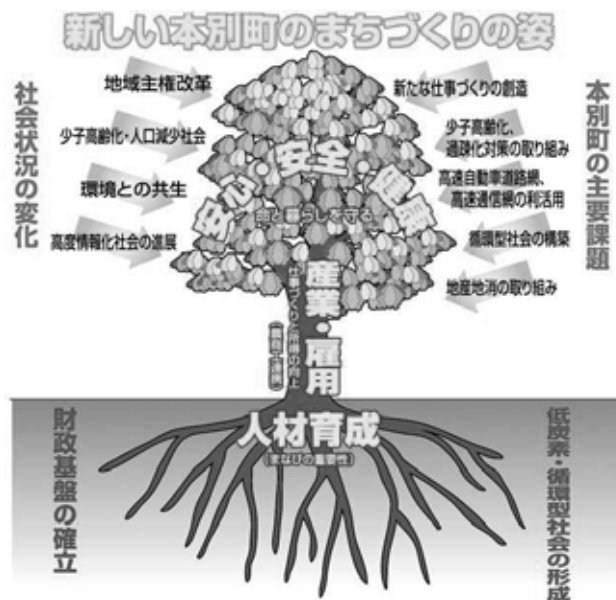
といったテーマを掲げて、地域の福祉環境整備への取組を進めようとしています。

さらに、『交流と活力』では、町民自らの創意工夫による活動を支援し、交流機会の充実を図るとしています。

地域福祉は、町民参加により成り立つものです。少子・高齢化や過疎化の進展で、家庭や地域の姿も変わりつつありますが、地域活動や町民相互の交流を通して地域のきずなを深めるとともに、困っている人や生活課題を抱えている人に、町民同士が互いに手を差し伸べ合い、支え合う地域づくりを目指します。

そして、地域の課題は地域住民の力で解決するという、地域住民の自助力、地域の共助力を高め、誰もが安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

図6 第6次総合計画がめざすまちづくりの姿



地域のきずなと交流ネットワークを育み
誰もが安心して心やすらかに暮らす 本別



2 基本目標

前述の基本理念「地域のきずなと交流ネットワークを育み誰もが安心して心やすらかに暮らす 本別」の実現に向けて、社会福祉法第 107 条で掲げられている 3 つの「地域福祉計画に盛り込むべき事項」に基づき、本計画における基本目標として、以下の 3 つの柱を設定しました。

社会福祉法第 107 条で掲げられている地域福祉計画に盛り込むべき事項

- 1．地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- 2．地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- 3．地域福祉に関する活動への住民参加の促進



基本目標 1 利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう

現在、介護保険サービスをはじめ、障がいのある人や児童などを対象とした様々な公的サービスがありますが、地域住民に各種サービスが十分に活用されていないことが伺えるため、様々な媒体・手段で正しい情報を P R ・提供し、サービス内容の周知を図ります。

また、利用しやすい相談体制を整えるとともに、対応の難しい生活困窮者の自立支援に資するため、新たな包括的相談機関の設置を行います。

更に児童・高齢者・障がい者虐待を防止するためのネットワーク整備を図るなど、権利擁護体制の充実に努めます。

基本目標 2 安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめよう

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日常生活上の不安を解消することが必要です。地域住民誰もが安全で安心な生活を送ることができるよう、要援護者の福祉、保健、医療と生活関連分野との連携の充実や支援を図り、子どもたちを安心して育てられる環境づくり、防災・防犯、交通安全対策などについて、地域ぐるみで対応できる体制づくりを進めます。

また、日常生活や自立支援サービスの充実、住宅改修や公共施設、道路のバリアフリー化、多様な住まいの場の提供など、居住福祉の充実に努めます。

基本目標 3 地域ですべての人を包み支え合おう

誰もが地域から孤立し排除されることなく、自分らしく暮らせる地域社会を実現するためには、困っている人や生活課題を抱えている人に対して手を差し伸べ、相談に応じるなど、地域全体で支え合うことが必要です。

「福祉でまちづくり」を推進するためには、福祉教育の推進や町民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及、認知症サポーターやあんしんサポーター養成、ボランティア活動など、様々な場面において住民が気軽に参加できる機会の充実に努めます。また、自助・共助・公助の適切な役割分担を基本に「地域福祉推進体制」を確立するための取り組みを推進します。



3 取組の基本原則

(1) 自助・共助・公助の役割分担

自助（町民一人ひとり）・共助（地域）・公助（行政）の役割分担

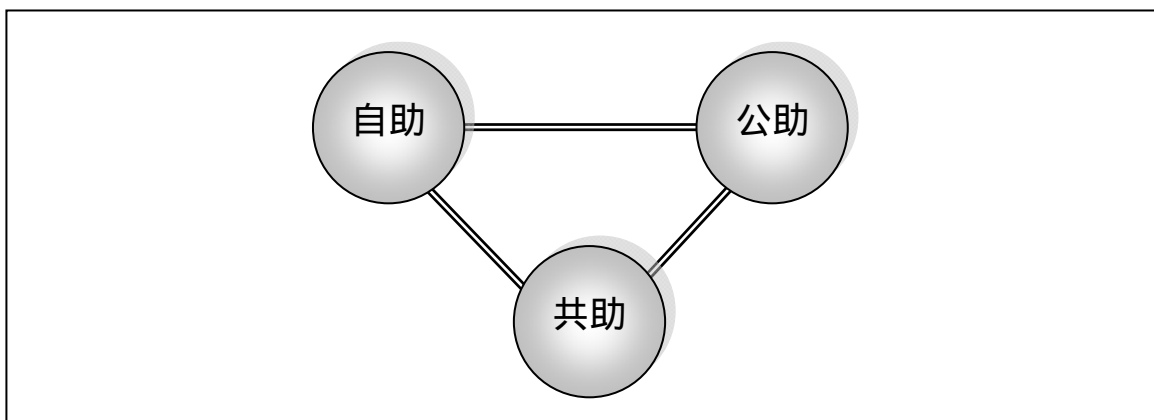
複雑化、多様化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第1期計画の策定において、「福祉は行政が担うもの、サービスは受けるもの」といった考え方を捨て、「福祉は地域全体でつくりあげる」という意識改革からスタートし、計画策定後に「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点で捉え、地域全体で福祉を推進し飛躍を目指す「福祉でまちづくり」への転換を図ることができました。

「福祉でまちづくり」を更に推進するために、「自助、共助、公助」という考え方を町民と行政が互いに理解し合い、「自」、「共」、「公」それぞれの努力と役割分担による「協働」事業の拡大に取り組んでいくことを基本原則とします。

自助・共助・公助それぞれの努力と役割分担

「自」の努力 (町民の役割 - 自助)	個人の自立 家族での支え合い 共助・公助への参加・参画
「共」の努力 (地域等の役割 - 共助)	地域社会における相互扶助 自治会・ボランティア・NPOなどの市民活動による支援 「新たな公共」サービスづくり
「公」の努力 (行政の役割 - 公助)	福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 町民の自主的・主体的な地域福祉活動の促進



担い手の役割と協働

地域福祉の推進に当たっては、社会福祉法第4条の規定のとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

本別町社会福祉協議会	社協は、地域福祉活動の実践、総合調整機関として、自治会や民生委員・児童委員など、関係機関・団体との連携を一層強化し、多くの町民の参加を得ながら活動の活性化を図ることが期待されます。
民生委員・児童委員 (本別町民生委員児童委員協議会)	民生委員・児童委員は、支援を必要とする方の把握、相談支援活動を一層充実させ、担当地区自治会や社協・町との連携強化により、地域福祉推進役・調整役としての活動が期待されます。
社会福祉事業者 (社会福祉施設)	社会福祉事業者(社会福祉施設)は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透し、地域に開かれた施設になることが期待されます。
市民活動団体	ボランティア団体・NPOは、多くの町民の参加を得ながら地域福祉活動の実践及びその活動を通じて、町民の福祉を向上させることが期待されます。
自治会(地縁組織)	地域社会の基礎的な共同体として町民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。
本別町(行政)	公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取組の基本方向などを町民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動の支援、「福祉でまちづくり」を推進します。 また、計画推進に向けた調整、管理を担います。



(2) 地域福祉圏域の設定

第 1 期計画では、一次から三次に至る三層（一次福祉圏域：自治会、二次福祉圏域：小学校区、三次福祉圏域：町全域）構造の地域福祉圏域を設定し、二次福祉圏域を介護保険の日常生活圏域としたことで、それぞれの圏域における役割を明確にすることができました。

圏域単位での基盤整備を中心としたことで、市街地を中心としてきた福祉サービス基盤整備から脱却し、小規模多機能型居宅介護事業所の整備など、より町民に身近な場所でのサービス提供が可能になりました。

第 2 期計画ではこの考え方を引き継ぎ、「地域」を重層的に捉え、公的な福祉サービスは三次（町全域）あるいは二次（小学校区）レベル、その他の福祉サービス・サポートはおもに一次（自治会）レベルでの取組を推進してきました。

第 3 期計画においても引き続き、三層構造の「地域福祉圏域」を設定します。

そして、その特性に応じた地域福祉を基本としつつ、それぞれの層に応じた地域福祉の推進を展開し、さらに、各層が相互に連携することによる地域福祉推進の相乗効果へとつなげます。

<p>一次福祉圏域 (自治会) 76 ブロック</p>	<p>個人・家族から、小地域における活動の基礎単位である自治会を中心とした圏域。自治会の規模は、最小 3 世帯から最大 245 世帯と活動の実情には大きな差異があることから、自治会内の「班」を中心としたご近所付き合いや日常的な支え合い・助け合いなど、身近な協力関係づくりが望まれます。</p>
<p>二次福祉圏域 (小学校区) 3 ブロック</p>	<p>小学校区を単位とした役場支所、公民館活動など、基礎的な地域福祉活動を集約し、効率的な展開を図る圏域。介護保険における日常生活圏域であり、実質的にいわゆるコミュニティに相当する圏域であることから、町民に身近なサービス基盤整備を図ります。 自治会連合会（4 ブロック）など、各団体の区域は必ずしも一致していませんが、町民の地域活動の単位として最も重要な単位です。</p>
<p>三次福祉圏域 (町全域) 1 ブロック</p>	<p>公的な福祉サービスを主に提供する町全域を対象とする圏域。町全域を包含する課題への対応や体制づくりなど、地域福祉を総合的に推進する単位です。</p>



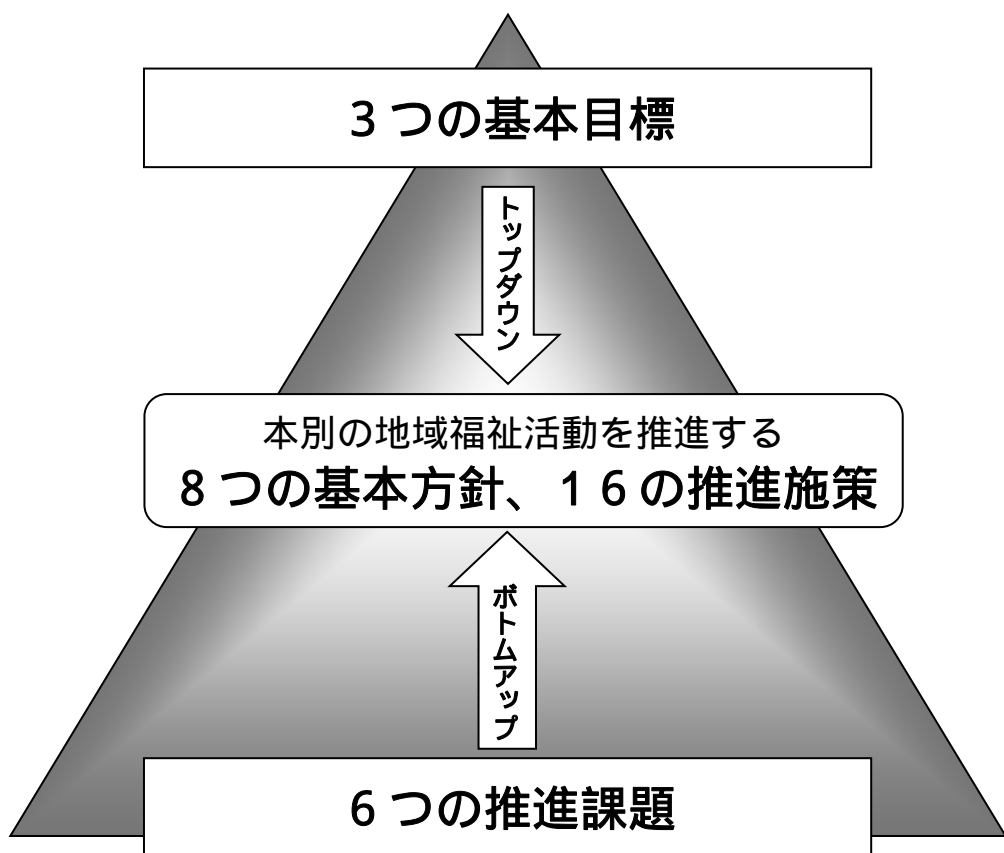
4 施策の体系

(1) 施策組み立ての考え方

施策の体系化に当たり、基本目標で掲げた3つの目標と本町の現状やアンケート調査等からの課題に対処し、本別町の地域福祉活動を推進するために、その具体的施策を、本別町における地域福祉の推進課題別に次頁の表に整理します。

また、この分類に基づき、基本方針と具体的な施策を設定し、施策の体系を構築します。

図7 施策の体系化



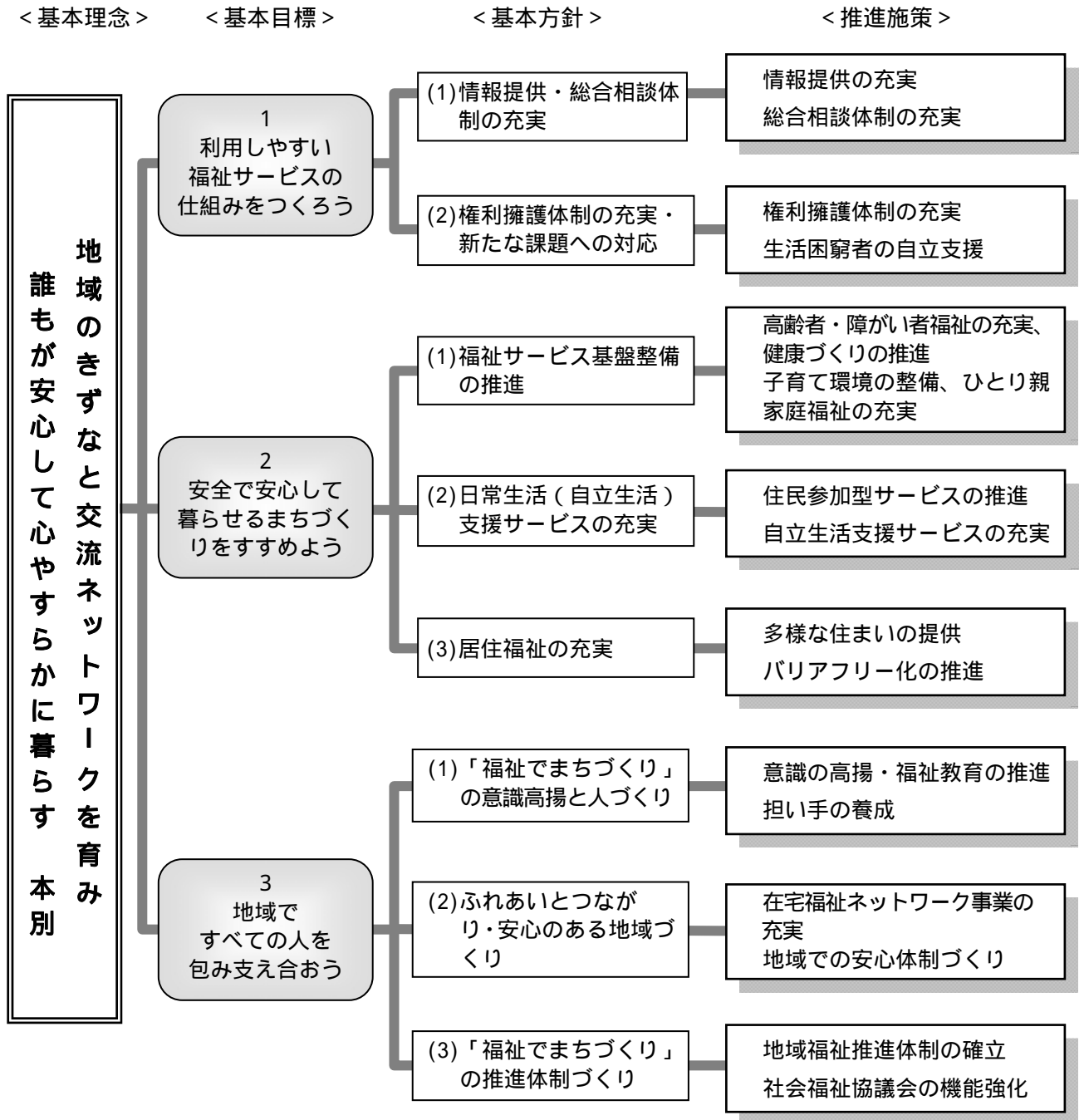
目標と推進課題のマトリックス

社会福祉法による検討事項 (トップダウン型施策)		3 つ の 基 本 目 標		
		1 利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう	2 安心して暮らせるまちづくりをすすめよう	3 地域ですべての人を包み支え合おう
本 別 に お け る 6 つ の 地 域 福 祉 の 推 進 課 題	A 情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の充実 ・総合相談体制の充実 		
	B 住民同士の交流・地域活動の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型サービスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉ネットワーク事業の充実 ・地域での安心体制づくり
	C 福祉意識の高揚と担い手の養成・確保		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境の整備、ひとり親家庭福祉の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・意識の高揚・福祉教育の推進 ・担い手の養成
	D 高齢単身・夫婦世帯の増加と安心確保	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者福祉の充実、健康づくりの推進 ・自立生活支援サービスの充実 ・多様な住まいの提供 	
	E 災害時・緊急時に備えた体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化の推進 	
	F 生活困窮者の自立支援に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の自立支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進体制の確立 ・社会福祉協議会の機能強化



(2) 施策の体系

前項の考え方に基づく施策の体系は、3つの基本目標、8つの基本方針、16の推進施策を骨とした構成とし、以下の体系に基づいた計画とします。



第4章 計画の取組

前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、施策ごとにその具体的な取組や市民・地域に期待される役割などをまとめて示します。

《町の取組》

施策の基本的な方向に沿って今後5年間の町の実施事業をまとめています。

《町民・地域の期待役割》

町民や地域（社協、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、ボランティア団体、自治会など）に期待される役割をまとめています。



1 利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう

(1) 情報提供・総合相談体制の充実

情報提供の充実

利用者が供給されるサービスに関する必要な情報を容易に入手できるようにするため、様々な媒体・手段で正しい情報を提供し、サービス内容の周知を図ります。

《町の取組》

実施事業	主な取組
広報紙等による情報の提供	サービスや地域生活、地域活動に関する正しい情報を得られるよう、適切な時期に「広報ほんべつ」や「町ホームページ」などを活用した情報の提供に努めます。
福祉マップによる情報提供	「子育て」「介護」「手帳の手引き」などサービスや社会資源に関するマップの作成・更新を行い、サービスを必要とする方への情報支援に努めます。

《町民・地域の期待役割》

提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[町民]

回覧板や広報紙を活用するなどして町民の情報共有に努める。[地域]

情報を必要とする町民へ直接伝達する。[民生委員・児童委員]

公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてPRする。[地域]

施設の役割や状況を積極的に情報発信する。[社会福祉事業者]

「社協だより」により地域福祉活動、ボランティア活動などの情報発信を定期的に行う。[社協]



総合相談体制の充実

利用者がサービスを選択するに当たって適切な助言が得られるようにするため、利用しやすい相談体制を整えるとともに、相談窓口の連携により多様な生活課題に迅速に対応できるよう努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
各種相談窓口のPRと棲み分け	支援を必要とする町民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社協（あんしんサポートセンター）、民生委員・児童委員などの相談窓口の周知を図り町民にわかりやすい相談体制を整備します。
相談窓口の連携・情報共有	生活困窮ニーズに対応した相談窓口を整備し新たなニーズに対応できるように検討していきます。 また、相談窓口同士の情報交換や情報の共有化により、相談が確実に支援に結びつくよう相談窓口の連携体制の強化を図ります。
新しい包括的相談機関の設置（重点事業）	経済的に困難な方や人間関係がうまく築けないため就業できないなど、様々な課題を抱える方について、多機関・多分野協働による新たな包括的相談機関の設置を行います。

《町民・地域の期待役割》

民生委員・児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする。[町民]

必要に応じて適切な窓口を紹介する。[地域]

困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]

専門性を生かした相談援助活動を行う。[社会福祉事業者]

あんしんサポートセンターや各種相談事業のPRと充実に努めるとともに、各種相談事業の整理・棲み分けを町とともに。[社協]



(2) 権利擁護体制の充実・新たな課題への対応

権利擁護体制の充実

意思疎通や判断能力の低下が認められる方の権利を守るため、権利擁護事業を広く町民に周知し、児童虐待や高齢・障がい者虐待を防止するためのネットワーク整備を図るなど、権利擁護体制の充実に努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
権利擁護事業の利用促進	成年後見事業や日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービスなどの権利擁護事業を周知し、利用促進に努めます。
虐待防止（児童・高齢・障がい）	「児童」、「高齢者」、「障がい者」各虐待防止ネットワーク会議において、虐待防止に向けた地域づくりの推進、虐待を受けている方の早期発見、適切な支援を行います。

《町民・地域の期待役割》

権利擁護事業に関する研修会等に参加する。[町民]

地域で虐待の可能性があると見受けられる場合は、町（総合ケアセンター、地域包括支援センター、こども未来課）への通報を行う。[町民、地域]

権利擁護事業の周知、対象となる方の情報を窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]

権利擁護事業の周知、施設内での虐待防止対策を進める。[社会福祉事業者]

成年後見事業、日常生活自立支援事業の周知、充実に努める[社協]



生活困窮者の自立支援

既存の支援体制では十分に対応することが難しい、多様で複合的な課題を抱える「生活困窮者」の自立支援を図るため、その多様な課題を包括的に支援できる体制の構築を検討します。

《町の取組》

実施事業	主な取組
生活困窮者の自立支援体制の構築 (重点事業)	生活困窮者の早期発見・把握方法、各種相談支援機関や町内の既存の施策との連携による支援体制の構築、支援に必要な新たな施策の検討など、生活困窮者の自立支援体制の構築を図ります。

《町民・地域の期待役割》

様々な困難課題を抱える方、地域から孤立し支援が必要と思われる方の情報を町に伝える。[町民・地域]

地域との情報交換に努め、生活困窮者の早期発見に努める。[民生委員・児童委員]

生活困窮者に必要なサービスを提供する。[社会福祉事業者]

生活困窮者からの相談・援助活動を充実させ、町との情報共有・対応に努める。[社協]

就労の場や日中活動の場の提供 [NPO活動]



2 安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめよう

(1) 福祉サービス基盤整備の推進（利用者主体のサービス提供）

高齢者・障がい者福祉の充実、健康づくりの推進

生活のセーフティネットとして、保健福祉サービスを体系的に整備し、各サービスの充実と適正な供給に努めるとともに、利用者主体のサービス提供を行います。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」「障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画」、「健康ほんべつ21」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
日常生活圏域での事業展開	施策の推進に当たっては、町民の参加・協力が得られやすい日常生活圏域（二次福祉圏域）を単位として、住民参加型施策の構築・事業展開を図ります。

《町民・地域の期待役割》

利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[町民]

サービス選択は自己決定であることを認識する。[町民]

サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[町民・地域]

活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員・児童委員]

サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者・社協]

低所得者等のサービス利用を支援するため、適切な資金貸付を行う。[社協]



子育て環境の整備、ひとり親家庭福祉の充実

町民ニーズの多様化に対応した保育のサービスの充実や子育て環境の整備を図るとともに、ひとり親家庭が、地域の様々な社会資源を活用しながら、自立した生活を送るためのニーズ把握、新たな支援策の検討を進めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「未来にひろがるまめっ子すくすく計画（本町における子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一般的に進めるための計画）に基づいた施策の推進を図ります。
ニーズ把握・支援策の検討	ひとり親家庭に対する個別計画が無い場合、施策の推進に当たっては、的確なニーズ把握を行うとともに、就労・住まい・子育て支援など総合的な施策の検討・実施に努めます。また、施策の推進に当たっては、日常生活圏域（二次福祉圏域）を単位として、新たな住民参加型施策の構築・事業展開を図ります。

《町民・地域の期待役割》

利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[町民]

サービス選択は自己決定であることを認識する。[町民]

福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[町民・地域]

「誰かの子ども」から「地域の子ども」へと視線を変え、身近な場所での付き合いや支援を行う。[町民・地域]

活動を通じて得た問題点や支援策について意見を具申する。[民生委員・児童委員]

福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者]

低所得者等のサービス利用を支援するため、適切な資金貸付を行う。[社協]



(2) 日常生活(自立生活)支援サービスの充実

住民参加型サービスの推進

誰もが安心して暮らすための「福祉でまちづくり」を進めるためには、住民参加により身近な方からのサービス提供が不可欠であり、サービスの質を高め、今後もより多くの住民参加によるサービス提供を推進します。

《町の取組》

実施事業	主な取組
安心生活創造事業	一人暮らし高齢者や障がいのある方等の「見守り」、「買い物支援」を中心とした定期的な日常生活支援を行うサービスです。あんしんサポートセンターと地域包括支援センター、行政相談窓口との連携を図り、潜在的なニーズ把握に努めます。
やすらぎ支援事業(高齢)	介護負担の軽減のため、やすらぎ支援員が介護家族に代わって認知症高齢者の長時間の見守りなどを行うサービスです。事業の周知を行うとともに、関係機関と連携し利用に向けた支援強化に努めます。
介護相談員派遣事業(高齢)	介護相談員が施設や在宅訪問を通じて、サービスに関する不満・要望等を聞き、事業所にその内容を橋渡しすることでサービスの質の向上が図られています。今後も相談活動を充実させるための支援に努めます。
住宅改修支援チーム(高齢・障がい)	建築士会の協力のもと、理学療法士・ケアマネージャーによるチームが無料で住宅改修相談・助言・費用の概算見積を行っています。住宅改修事例の評価など建築士会の協力を得ながら、適切な住宅改修に努めます。
すきやきたい(子育て)	「すきやきたい」は「支援を必要とする家庭」と「支援活動に社会的役割を果たそうとする人」を結びつける子育て支援事業です。今後も研修内容の充実を図り、地域の子育て力向上に努めます。また、子育て相談窓口の一本化など、より利用しやすい体制の整備を検討します。



《町民・地域の期待役割》

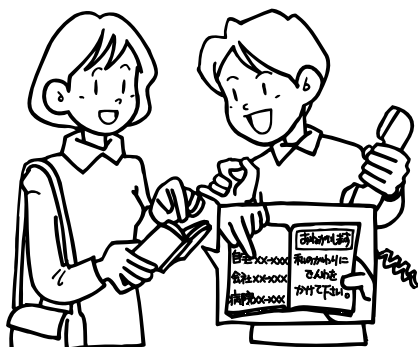
各種住民参加型サービスを知る機会をつくり、適正に利用する。[町民]

サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[町民・地域]

サービス利用が望ましいと思われる方に対して、サービス内容を周知し、適切な利用に結びつける。[民生委員・児童委員]

サービス内容の周知、特に、介護相談員との情報交換によりサービスの質の向上に努める。[社会福祉事業者・社協]

社協が受託事業（安心生活創造事業、やすらぎ支援事業）の内容充実に努めるとともに、銀河サロンに対する支援の継続、勇足地区で実施している「ゆうゆうサークル(子育て支援)」事業の仙美里地区での展開に向けた検討を町とともに進行。
[社協]



自立生活支援サービスの充実

生活のセーフティネットとして必要な公的福祉サービスの充実に努め、利用者が自立した生活を送るために必要な支援を行います。

《町の取組》

実施事業	主な取組
福祉有償運送	要介護認定者など公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に通院など移動の確保を図る事業であり、事業を実施する社協に対しての支援を行います。
配食サービス	要援護者や介護、障がいサービス利用者など真に配食サービスを必要とする方を対象に週2回の配食を行うサービスです。 多くのボランティアの協力をいただける体制を模索するとともに、事業を実施する社協に対しての支援を行います。
除雪サービス	一人暮らし高齢者など、家族や地域での除雪支援が受けられない方を対象に玄関前の除雪を行うサービスです。市街地の除雪を受託している高齢者就労センターの作業員が不足している状況にあり、作業員確保に向けた検討を行います。
緊急通報システム	一人暮らし高齢者で心疾患のある方や認知症高齢者などを対象に、人感センサーにより見守り・徘徊感知を行う緊急通報システムです。今後も利用者の増加が見込まれることから、適切な利用の推進、機器の確保に努めます。

《町民・地域の期待役割》

利用するサービスは限られた公的福祉サービスであることを理解して、適正に利用する。〔町民〕

サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。〔町民・地域〕

サービス利用が望ましいと思われる方に対して、サービス内容を周知し、適切な利用に結びつける。〔民生委員・児童委員、社会福祉事業者・社協〕

町補助事業（福祉有償運送、配食サービス）の内容充実に努めるとともに、支援を必要とする方が適切にサービス利用を行うための事業内容の見直しを町とともに。〔社協〕



(3) 居住福祉の充実

多様な住まいの提供

たとえ障がいがあっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活の継続は誰もが願うことです。在宅での生活が可能となる「多様な住まいの場」の提供を推進します。

《町の取組》

実施事業	主な取組
高齢者居住施設	高齢者居住施設は特養待機状態にある要介護者等を利用対象とした新たな住まいの場です。小規模多機能型居宅介護事業所「清流の里」に隣接して高齢者賃貸住宅「清流ハウス8」を社協が運営しています。勇足・仙美里地区においても、小規模多機能型居宅介護事業所に併設した高齢者居住施設の整備を図ります。
共生型（高齢者・障がい者）共同生活住宅	高齢者や障がいのある方の日常生活支援、住まいの場を提供するのが共生型共同生活住宅（地域共生ホーム「きらり」）です。事業者との連携を図り、周知を図ります。
空き家の利活用	低所得高齢者等に対する「住まいの場」の確保と一体的な生活支援を行うため「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を平成26年度から実施しています。住宅確保要配慮者に対して、低廉な家賃で住宅を提供できるよう、空き家の実態把握に努めるとともに、空き家バンクシステムへの登録を促すなど、平成28年2月に設立した「本別町居住支援協議会」において検討を行い、空き家の利活用を図ります。

《町民・地域の期待役割》

施設の利用対象者、利用料金等を理解して適正に利用する。[町民]

施設の問題点や不備などに気づいたときは意見する。[地域]

空き家の情報や利用希望者の情報などがあるときは、町に情報提供及び意見する。

[町民・地域・民生委員・児童委員]

サービス利用が望ましいと思われる方に対して、サービス内容を周知し、適切な利用に結びつける。[民生委員・児童委員、社会福祉事業者・社協]

災害時における協力体制の構築など、地域との連携を図り、地域に開かれた施設運営とサービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者・社協]



バリアフリー化の推進

子どもや高齢者、障がいがあっても快適で安全な生活環境を整備するため、住宅改修や公共施設、道路のバリアフリー化を進めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
住宅改修助成事業	町民税非課税世帯の要介護認定者、重度障がい者、高齢者のいる世帯を対象に住宅改修費の助成を行う事業です。在宅生活の継続に向けた事業内容の周知に努めます。
公共施設のバリアフリー化	段差の解消、スロープや休憩施設等の整備により、子どもから高齢者まで安全で快適に施設を利用することができるよう、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設、公園などの公共施設のバリアフリー化を促進します。
道路のバリアフリー化	高齢者、障がい者を含むすべての人の安全かつ円滑な通行を確保するため、施設利用の多い中心市街地、通学路のバリアフリー化を進めています。また、既設の道路の改修に当たっても通行に支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造への改良を進めます。

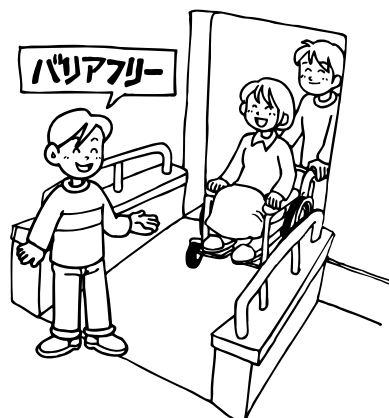
《町民・地域の期待役割》

バリアフリー社会の形成に協力する。[町民]

高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。[町民]

円滑な移動等を妨げている状況を把握してバリアフリー化の推進につなげる。
[地域]

バリアフリー社会の形成に向けた町民の意識啓発に取り組む。[地域]



3 地域ですべての人を包み支え合おう

(1) 「福祉でまちづくり」の意識高揚と人づくり

意識の高揚・福祉教育の推進

町民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、「福祉でまちづくり」を推進するため、学校教育における福祉教育の推進や、町民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及に取り組みます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
福祉でまちづくり宣言記念事業	「福祉でまちづくり宣言」の趣旨を多くの町民に広め、地域福祉の推進を図るため、福祉でまちづくり宣言記念事業の充実に努めます。
障がい者週間記念事業	障がい者福祉についての関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める機会として障がい者週間記念事業の充実に努めます。
健康づくり・福祉講演会の開催	生涯学習を通じた福祉教育の推進を図るため、健康づくり講演会や各種福祉講演会を開催します。
福祉教育の推進	地域福祉の担い手となる子どもたちの健全な育成、福祉に対する理解を深めるため、各学校との連携を図り、総合的な学習時間等を活用した福祉教育の充実に努めます。

《町民・地域の期待役割》

家庭内での福祉教育に取り組み、地域や町などが開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。[町民]

自己実現、社会参加の意識を高める。[町民]

福祉教育の推進を図るため、出前講座を積極的に活用する。[地域]

施設ボランティアの受け入れ、地域に開かれた施設を体験してもらうなど、町民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。[社会福祉事業者]

町民の意識啓発、地域福祉活動をPRする。[地域]

社会福祉大会の開催や広報活動の充実など、社協に対する町民の理解と参加を促進する。[社協]



担い手の養成

地域福祉活動の中核となる人材を養成し、質の高い住民参加型のサービスを継続的に実施するため、認知症サポーターや生活・介護支援サポーターの養成に取り組み、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。

《町の取組》

実施事業	主な取組
認知症サポーター養成事業	「もの忘れ散歩のできるまち」の実現に向けて、認知症の正しい理解と適切な対応ができるよう、認知症サポーターの養成に地域や学校、企業と一体となって取り組みます。
あんしんサポーター養成事業	やすらぎ支援事業や安心生活創造事業、日常生活自立支援事業、社協法人後見、在宅福祉ネットワークなど、地域福祉活動の担い手となるあんしんサポーターの養成に取り組みます。あんしんサポートセンターを運営する社協の支援を行います。
ボランティア活動の促進	ボランティアに関する相談、援助、登録、紹介のほか、講座等を開催するボランティアセンター（社協）の運営を支援し、福祉ボランティアへの町民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。
介護職員初任者研修の実施	介護人材の不足が深刻化するなか、町民が担い手となり活躍する場を創出することが重要です。元気な高齢者や高校生等を対象とした介護職員初任者研修を開催し、住民相互による生活支援や介護予防に資する活動の担い手を養成します。

《町民・地域の期待役割》

地域福祉の担い手として自らの知識や経験を活用する。[町民]

民生委員・児童委員、地域における福祉活動などの公益的なボランティアについて理解を深め、その活動に協力・参加する。[町民]

団塊の世代をはじめ、社会参加、自己実現の場を求める町民を活動に結びつける。
[地域（自治会）、市民活動団体]

福祉委員や個人ボランティアなど、人材育成に努める。[社協]

ボランティア団体の活動を支援する。[社協]

後見支援員の養成・フォローアップに努める。[社協]



(2) ふれあいとつながり・安心のある地域づくり

在宅福祉ネットワーク事業の充実

「ひとりの不幸も見逃さない」をスローガンに、地域住民が安心して生活を送ることができるよう、自治会の福祉部が中心となって日常的な見守りや除雪、サロン活動など、5つの活動項目から自治会の創意工夫により活動を展開してきた「在宅福祉ネットワーク」の充実、拡大に向けた支援を行います。

《町の取組》

実施事業	主な取組
在宅福祉ネットワークの普及・拡大	現在、76自治会中、36自治会で30のネットワークが組織化されていますが、特に、農村地区の組織化に向けて、連絡協議会、社協、町が一体となって普及・拡大に取り組みます。
在宅福祉ネットワーク連絡協議会活動の促進	在宅福祉ネットワーク活動の情報交換、活動内容の充実を図るために開催する研修会や視察研修など、活動促進のための支援を行います。

《町民・地域の期待役割》

町民の安心を守るための重要な活動であることを理解し、その活動に協力・参加する。[町民]

未組織自治会は、活動が町民同士による支え合い・助け合い活動であることを理解し、組織化に向けた検討を行う。[地域(自治会)]

組織化自治会においては、安否確認、除雪、サロン活動など、ネットワーク活動の充実のため、福祉協力員との連携、要援護者に関する情報共有に努める[地域(自治会)]

在宅福祉ネットワークとの連携を図った民生委員・児童委員活動を展開する。[民生委員・児童委員]

在宅福祉ネットワーク活動、連絡協議会活動の充実を図るための支援を行う。[社協]



地域での安心体制づくり

日常生活をおびやかす様々なリスクを回避するため、防災、防犯活動など多様な生活課題について、自・共・公の連携によって安心の確保を図ります。

《町の取組》

実施事業	主な取組
災害時の避難支援体制づくり (重点事業)	災害時要援護者避難支援プランを策定し、災害時に避難支援が必要な方を地域全体で支援する体制を整備します。 本事業を第3期計画の重点事業と位置付けます。
自主防災組織づくり	災害時要援護者避難支援プランの策定と並行して、自治会における自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。
地域における除排雪体制の構築	高齢や障がいなど除排雪が困難な方に対して、在宅福祉ネットワークなど地域での支え合い・助け合い活動の重要性をPRし、地域での除排雪活動の促進のため、除雪機の貸与などの検討を行い、除排雪体制の構築に努めます。
消費者被害防止	判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者などの消費者トラブルを防ぐため、警察署との連携を図り、消費者被害防止のための最新情報の発信に努めます。
はいかい高齢者等SOSネットワーク	認知症高齢者等の徘徊時の「緊急捜索」、緊急時に備えた「事前登録」、個人情報地域に提供し日常からの見守りを行う「地域見守り」を行うSOSネットワークの普及に努め、登録者の拡大を図ります。
交通安全対策	交通弱者である子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、就学前の全ての子どもを対象とした幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室をさらに効果的に行います。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。
防犯対策	犯罪のない明るく住みやすい地域社会をめざし、生活安全推進協議会が行う防犯活動や自治会に対する防犯灯電気料等の助成を継続し、地域防犯活動を支援します。
応急手当の普及・救急救命体制の整備	AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習会の充実に努め、町民と一体となった救急救命活動を実践するとともに、より高度な救命処置を可能にし、救急救命体制を強化するため、高齢者の脳・心臓疾患情報を消防署との共有を行い町国保病院と連携して専門病院への直接搬送、ドクターヘリの活用など救命率向上に努めます。また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の緊急時の対応等について啓発を行います。



《町民・地域の期待役割》

自分の身は自分で守る意識をもつ。[町民]

効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[町民]

生活に関する講習会、研修会等に積極的に参加する。[町民]

生活に関する情報をしっかりと受けとり、自分も発信する。[町民]

徘徊者の捜索協力を努める。[町民・地域]

生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]

地域で課題となっていることを把握し、解決に取り組む。[地域]

各種団体が連携して災害時の見守り・安否確認の体制の充実に努める。[地域]

通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。[地域]

自主防災組織の結成、充実に努める。[地域(自治会)]

防犯灯を適正に管理する。[地域(自治会)]

地域資源である社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。[社会福祉事業者]



(3)「福祉でまちづくり」の推進体制づくり

地域福祉推進体制の確立

「福祉でまちづくり」の推進のため、中核的な役割を担う「健康長寿のまちづくり会議」、「民生委員児童委員協議会」、「自立支援協議会」における研修内容を充実させ、地域課題の発見から課題解決に向けた議論の活性化・施策化を図るなど、地域福祉推進体制の確立に向けた取組を進めます。

〈町の取組〉

実施事業	主な取組
健康長寿のまちづくり会議	高齢者や障がいのある方が健康で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、保健福祉施策への町民の参加を定めた「健康長寿のまちづくり条例」(町民主導による本町初の条例)に基づく会議の重要性を広く町民に周知するとともに、会議の活性化に向けた取組を行います。
民生委員児童委員協議会	町民のあらゆる福祉ニーズを日常的に把握し、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うとともに、町や社協に必要な対応を促すパイプ役となるため研修事業の充実を図り、協議会活動の活性化に努めます。
自立支援協議会	自立支援協議会は『本別町で誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる「自立」と「共生社会」の実現』を図るための組織です。 医療・保健・福祉のみならず、教育、産業、地域、当事者団体など関係機関とのネットワークの拡大・連携強化により、様々な課題を抱える方に対する相談援助や支援体制の確立、新たな課題への対応を図ります。



社会福祉協議会の機能強化

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革以降 10 年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、高齢者単身世帯の増加、生活困窮者支援など福祉ニーズの多様・複雑化と社会構造の変化に伴い、平成 28 年 4 月に「社会福祉法等の一部を改正する法律案（以降、「改正社会福祉法」）」が施行されます。

改正社会福祉法では、社会福祉法人制度について経営組織の強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置などが明記されております。

これまでも社会福祉協議会は、町からの受託事業や介護保険サービス、障がい福祉サービス事業に力を注ぐだけでなく、社会福祉法における地域福祉の推進役、かつ、「福祉でまちづくり」における町の地域福祉推進のパートナーとして、社協の機能強化に向けた「本別町地域福祉実践計画」を策定し、行政計画である「本別町地域福祉計画」とが相互に連携して地域福祉の推進を図ってきました。

主な推進成果としては、平成 25 年 3 月には「あんしんサポートセンター」が開設され、権利擁護支援機関の中核となり、法人後見事業、日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービス事業、生活応急資金貸付事業など総合的な権利擁護サポートが実施されていることです。

今後改正社会福祉法にともない、「地域における公益的な取組を実施する責務がより強く求められ、生活困窮者の支援についての役割が重要とされます。また、本別町内における各事業所の介護人材不足、社会福祉協議会が実施する公益事業における人材の確保も課題となります。更には、経営基盤の安定と強化も今後必要となっています。

「福祉でまちづくり」における町の地域福祉推進のパートナーとして、社協の機能強化に向けた「本別町地域福祉実践計画」を策定し、行政計画である「本別町地域福祉計画」と車の両輪として地域福祉の推進を図っていきます。



【社協の機能強化に向けて期待される取り組み】

(1) 人材確保に向けた取組

介護に従事する職員の確保は町のみならず全国的な課題となっています。

社会福祉事業と介護サービスを始めとする公益事業を担う社会福祉協議会は、有能な人材確保が求められます。新規採用者の住まいの確保や待遇改善など人材確保に向けた取組の強化が必要です。

とりわけ、離職した介護人材の掘り起しや各種制度の活用など、行政との連携の強化を図り、人材の確保に努めていくことが必要です。

(2) あんしんサポートセンター機能の強化

平成25年3月に権利擁護支援機関の中核として「あんしんサポートセンター」がスタートしました。「あんしんサポートセンター」では、法人後見事業、日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービス事業、生活応急資金貸付事業など総合的な権利擁護サポートが実施されています。

近年では多重債務に関する相談も増加しており、その対応の必要性が高まっていることから、更なるセンター機能の強化が求められています。

また、サポートセンター事業を担う、あんしんサポーターの新規養成研修及びフォローアップ研修を今後も継続して開催し、スキルアップを図りながらサポーターの活動支援と活動の場の拡大について調整機能の強化に努めていく必要があります。

(3) 安定的な法人運営とサービスの確保

「地域における公益的な取組を実施する責務」を果たすため、社会福祉事業及び公益事業の充実が必要となることから収支の安定化を図る必要があります。

各事業における財務の安定化を図るとともに、法人運営とサービスの安定的な供給体制の確保が求められます。

(4) 地域福祉実践計画の策定と進行管理

社協が、地域福祉の推進役としての役割を果たすべく、あるべき姿、理念や運営方針を明確にした上で、人材の育成、組織のあり方や自主財源の確保策に取り組むとともに、住民ニーズを踏まえた真に社協が行うべき事業を整理し、事業の改廃と新規事業の開拓を行うことを目的とした「地域福祉実践計画」づくりが必要です。

また、計画の進行管理を的確に行うため、毎年度、事業の進行管理表を作成し、計画達成度の点検・評価を行うとともに、計画・目標の必要な見直しを行う体制の確立も必要です。



第5章 重点事業

地域福祉活動の先導的な取り組みとし、事業の継続的な実施と充実を図るため、次の2事業を本計画の重点事業(リーディング・プロジェクト)として位置付け、「自」・「共」・「公」の役割分担と連携による取り組みを推進します。

《重点事業1》

「生活困窮者の自立支援体制の構築」

経済的に困窮している人や社会的に孤立している人に対し、生活保護に至る前に支援を行い、自立の促進を図るための体制づくりを進めます。

《重点事業2》

「災害時における要援護者の避難支援」

たとえ自力での避難が困難であっても、災害時には地域の支援で無事に避難できるよう、一人ひとりの個別避難支援プランを作成します。



1 生活困窮者の自立支援体制の構築

(1) 現状と課題

「経済的困窮」や「社会的孤立」といった問題を抱える「生活困窮者」に対する支援を行う仕組みとして、生活困窮者自立支援法が平成 27 年度に施行されました。

同法では、必須事業である、自立に関する相談支援、プラン作成等を実施する「自立相談支援事業」と、離職により住宅を失った人に家賃相当額を支給する「住居確保給付金」。任意事業である、就労に必要な訓練を実施する「就労準備支援事業」、家計に関する相談・指導を行う「家計相談支援事業」、住居のない人に宿泊場所や衣食を提供する「一時生活支援事業」、生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」、「その他自立の促進に必要な事業」が定められています。

同法案が国会に提出される以前、全国の自治体において地域生活支援事業計画の策定とそれに基づく事業実施が義務付けられる予定であったため、平成 24 年度から全国でモデル事業が開始され、本町もモデル自治体として選定を受け、ワークシートの作成、先進地視察、研修会の開催や生活困窮者の把握などを行いましたが、事業の実施主体が福祉事務所を設置する自治体に変更されたため、本町は平成 24 年度末でモデル自治体を終了しています。

本町における本制度の実施主体は北海道となり、十勝総合振興局が設置する「とかち生活あんしんセンター」が「自立相談支援事業」を実施していますが、福祉事務所を持たない町村にとっても非常に重要な制度であり、住民に最も身近な自治体として、生活困窮者の早期発見・把握、一次窓口としての機能と自立支援相談事業等へのつなぎ、町村における独自施策との連携による支援、生活困窮者支援を通じた地域づくりといった取り組みが期待されていますので、引き続き生活困窮者の支援について検討を行わなければなりません。



(2) 取組の方向

目標：生活困窮者の自立支援を図るため、包括的な相談・支援体制の構築を目指します。

推進項目

対象者の早期発見・実態把握

地域や民生委員・児童委員、関係機関との情報共有、実態把握など。

新しい包括的な相談機関の設置

多機関・多分野協働による新たな包括的な相談支援機関の設置など

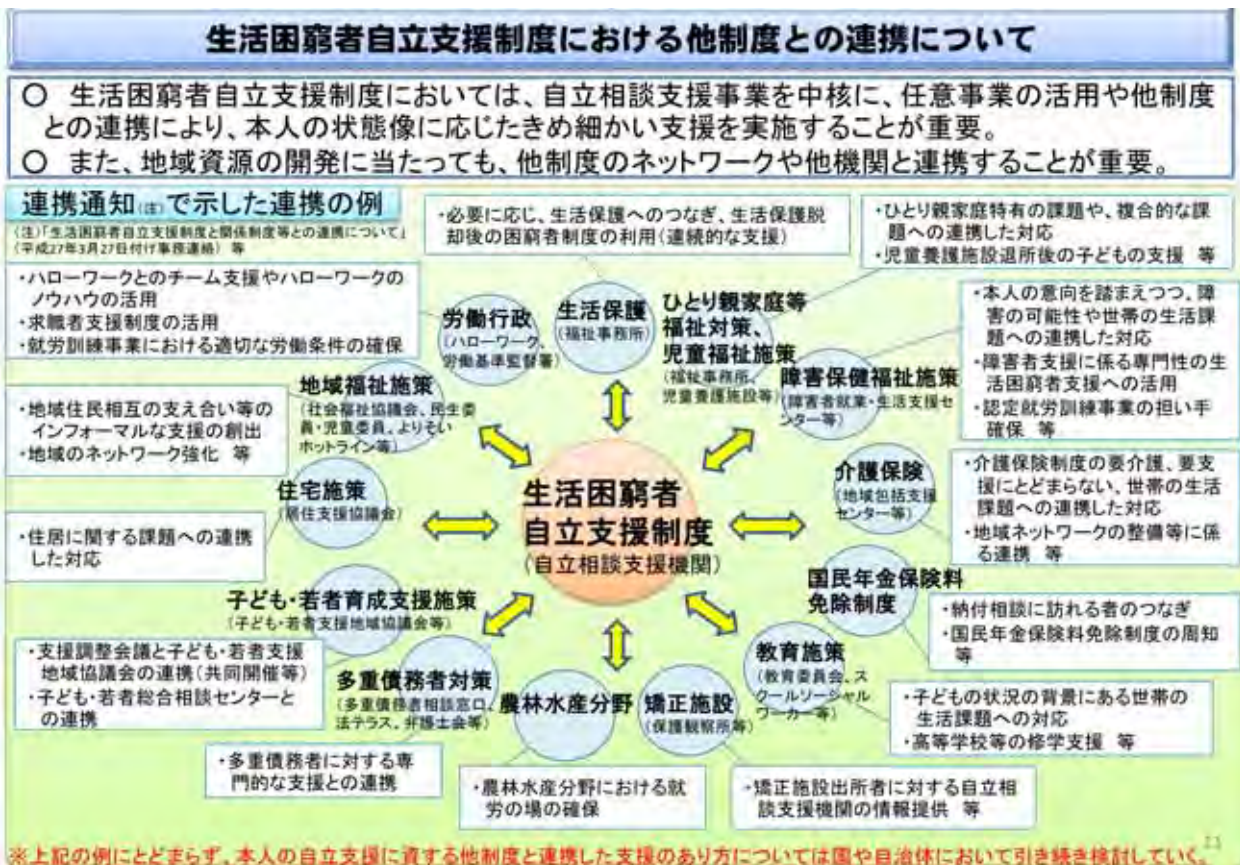
相談支援機関や既存の施策との連携による支援方法

とかち生活あんしんセンターなどの相談支援機関や既存の支援施策との連携体制の構築など

新たな施策の検討

ニーズを把握し、支援に必要な新たな施策の検討など

図8 生活困窮者自立支援制度における多制度との連携



2 災害時における要援護者の避難支援

(1) 現状と課題

本町では、災害発生時に情報が伝わりにくく、自力での脱出・避難が困難である在宅の要介護高齢者・重度障がい者に関する情報を含めた「高齢者台帳」を整備し、関係部局との共有、民生委員に対する情報提供を行ってきました。

本町は平成 22 年 1 月に「高齢者実態調査」を行っていましたが、平成 25 年 6 月に災害対策基本法の改正により地域防災計画に基づき「避難行動要支援者名簿の作成」が義務づけられ、また、前回調査から 4 年が経過していることから、平成 26 年 2 月に「避難行動要支援者実態調査」(高齢者悉皆調査・65 歳未満の重度障がい者調査)を行っています。

災害時要援護者の範囲は、この実態調査により民生委員と自治会の双方が支援を要すると認めの方を対象としています。

また、この調査により得られた緊急連絡先等の個人情報、調査票に同意署名欄を設け、概ね 100%に近い情報提供のサインをいただき、自治会との個人情報保護に関する協定書を締結し、自治会、民生委員・児童委員、社協、消防との情報共有を図ります。

情報提供のサインをいただけなかった方に対しては、この事業の重要性を自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら進めていく必要があります。

また、調査情報や個別支援プランの更新作業についても、自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら進めていく必要があります。

要援護者の避難支援体制の整備に当たっては、本別町地域防災計画に基づくこれまでの取組に加えて、「情報伝達体制の整備、要援護者情報の把握・共有、要援護者の個別具体的な支援体制の整備」の 3 段階の取組が必要です。

情報伝達体制の整備については、町防災無線(屋外放送と戸別受信機)を基本として、町から自治会長への確実な情報伝達体制の構築を図る必要があります。

要援護者情報の把握・共有については、現在、自治会に対する名簿の作成・配付を進めているところですが、調査対象としていない妊婦等の要援護者の範囲やその情報を共有する範囲について、さらに検討を行う必要があります。

要援護者の個別具体的な支援体制の整備についても、自主防災組織の結成・見直しと合わせて、自治会との協議を重ねながら進めていく必要があります。

これらの取組の実施に当たっては、災害時における自助・共助・公助のあり方を整理した上で支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者の「避難支援プラン」を策定する必要があります。



そして、避難支援プランの策定、推進に当たっては、町と自治会、さらには、町においては福祉部門と防災部門、地域においては、自治会と民生委員・児童委員、社協など、これらすべての関係者が相互に密接な連携を図る必要があります。

(2) 取組の方向

目標：災害時犠牲者ゼロを目指します

災害時要援護者の「個別支援計画（要援護者台帳）」を策定・更新することを目指します。

自主防災組織の結成・見直しを防災担当と連携して取り組みを進めます。

《事業計画》

年 度	主な取組
平成 28～32 年度	<ul style="list-style-type: none"> 自治会との個別避難支援プラン策定に向けた協議 個別避難支援プラン（要援護者台帳）の策定 新規対象者、状態変化に伴う避難行動要支援者名簿（要援護者台帳）の更新、防災部局との情報共有

【個別支援計画に掲載する内容】

- ・要援護者に関する情報（援護を要する状況その他）
- ・要援護者の支援方法（避難支援者その他）

《「自」・「共」・「公」の役割分担》

町民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の把握 在宅福祉ネットワーク活動などへの参加、日常からの情報収集・情報提供
地域（自治会）の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の把握 ・自治会内における連絡体制の構築 ・避難支援者（協力員）の確保 ・自主防災組織の結成、見直し ・個人情報保護に関する規約等の整備
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画及び個別支援計画の策定 ・個別支援計画の更新 ・福祉避難所の指定 ・事業のPRなど



第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、様々な担い手の連携がきわめて重要であることから、町（保健福祉課、健康管理センター、地域包括支援センター、総合ケアセンター、子ども未来課の保健福祉部局が庁内調整を図る）が、各主体との連携・調整を図ります。

計画の進行管理は、本別町健康長寿のまちづくり会議が行うものとします。

2 計画の評価と見直し

計画を確実に推進し、第4期計画につなぐため、見直しの際に計画の総合的な評価を行います。

計画の評価は、計画の進行管理との継続性及び一体性を確保するため、本別町健康長寿のまちづくり会議が行うものとします。



1 本別町健康長寿のまちづくり条例

平成13年3月13日

条例第8号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者及び高齢者等が健康で安心して快適に暮らせる社会を目指し、町、事業者及び町民(以下「町等」という。)の責務を明らかにするとともに、本別町健康長寿のまちづくり会議に関し必要な事項を定めること等により、保健福祉施策への町民の参加と共同連帯による長寿のまちづくりを推進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健福祉施策 障害者に関する福祉計画、高齢者等に関する保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びにそれに基づき実施する事業をいう。
- (2) 町民の参加 障害者、高齢者等及びサービス利用者とそれらに係る町民の意見反映を推進し、町等が相互に補い合い、協力することをいう。

(町の責務)

第3条 町は、保健福祉施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、保健福祉施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) この条例の町民参画規定を活用し、町民参加の機会を提供すること。
- (2) この条例の果たす重要性にかんがみ、本別町健康長寿のまちづくり会議への情報提供及び運営に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 介護サービスに関する事業を行う者(以下「介護サービス事業者」という。)に対する適切な指導等を行うこと。

(事業者の責務)

第4条 介護サービス事業者は、適切なサービスの提供に努め、その事業の実施に当たっては、町が実施する介護に関する施策に協力しなければならない。

2 介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 介護サービスを利用する者(以下「サービス利用者」という。)に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で、同意を得ること。
- (2) サービス利用者からの苦情を未然に防止するよう努めるとともに、この条例に基づく苦情処理に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、保健福祉施策の策定、実施及び評価に関して積極的に参加し、意見を述べるよう努めるとともに、町民相互の連帯に努めなければならない。



(介護相談員との連携)

第6条 町は、サービス利用者又はその家族、介護サービス事業者その他の者からの相談又は苦情に対応し、これを解決するための相談窓口を設置し、介護相談員と連携して迅速な解決に努めなければならない。

第2章 本別町健康長寿のまちづくり会議

(設置)

第7条 第1条の目的を達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、本別町健康長寿のまちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第8条 まちづくり会議は、次の所掌事務について調査審議する。

- (1) 保健福祉施策の策定に関すること。
- (2) 保健福祉施策の進ちょく状況に関すること。
- (3) 保健福祉施策の事業の評価に関すること。
- (4) 重要な事務事業で町長より諮問されたこと。
- (5) 苦情処理に関すること。
- (6) 本別町地域包括支援センターの運営に関すること。
- (7) その他設置の目的を達成するために必要なこと。

(苦情の解決)

第9条 まちづくり会議は、相談窓口又は介護相談員等により解決が困難な事例の報告を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該苦情への対応、及びその解決の方法、内容等について速やかに調査審議をするものとする。

- (1) 介護サービスに関わらない苦情
 - (2) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するもの
 - (3) 裁判等で係争中の事案に関するもの
 - (4) すでに苦情処理が終了しているもの
 - (5) 苦情に関する事実があった日から著しく経過したもの
- 2 調査審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対し、解決の方法、内容等について意見を述べ、又は国民健康保険団体連合会及び担当部局と連携をとりながら、その相談又は苦情に係る介護サービス事業者に対して是正の措置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 3 まちづくり会議は、前項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けた介護サービス事業者がこれに従わなかったときは、その旨を町長に対して通知するものとする。
- 4 町長は、前項の通知を受け必要があると認めるときは、当該通知に係る者の氏名又は名称及びその者が勧告に従わなかった旨を公表することができる。

(資料の提出等)

第10条 まちづくり会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要と認めるときは、町長及び介護サービス事業者その他の関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。



(町民の意見)

第11条 まちづくり会議は、所掌事務について調査審議するに当たって必要ある場合には、町民その他の者から意見を聴くことができる。

(意見の具申)

第12条 まちづくり会議は、所掌事務について調査審議した結果必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 まちづくり会議は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町民
- (2) 保健福祉関係者(学識又は経験を有する者を含む。)
- (3) 介護サービス事業者
- (4) その他会議の目的に必要な者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。ただし、第2項第1号の委員については、連続して2期を超えてはならない。

5 町長は、第2項第1号の委員を任命するに当たっては、可能な限り町民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任するようにしなければならない。

(役員)

第14条 まちづくり会議に次の役員を置き、委員の互選によって定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

2 会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する順序により、その職務を代理する。

4 事務局長は、会長の指示を受けまちづくり会議の事務処理を掌理する。

(会議)

第15条 まちづくり会議は、会長が招集する。

2 まちづくり会議は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

3 まちづくり会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第16条 まちづくり会議に第8条第5号に掲げる事務に関する苦情調整部会を設置する。

2 まちづくり会議の運営上必要あるときは、第1項に規定する以外の部会を設置することができる。

3 第1項又は第2項の規定により部会を設置した場合においては、この条例に定めるまちづくり会議の権限を、規則で定めるところにより、部会に委任することができる。

4 部会の審議及び検討事項について、会長が必要と認めるときは、まちづくり会議に報告し、又は議決を受けなければならない。



(守秘義務)

第17条 まちづくり会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会議の公開)

第18条 まちづくり会議及び部会の会議は、原則、公開するものとする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき合理的理由があるものとして規則に定める事由に該当するとき、又はまちづくり会議及び部会において特に公開しない旨の議決をしたときは、この限りではない。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。



2 本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿

条例第13条第2項 による区分	団 体 名 等	役 職	氏名	所属部会
(1) 町 民 5名	一般公募者		藤井 勝敏	事業評価部会
			平田 峻太	苦情調整部会
			山本 謙二	地域密着型サービス 運営部会
			矢部 志保子	苦情調整部会
			渡辺 紘生	苦情調整部会
(2) 保健福祉関係者 (学識又は経験を有 する者を含む) 12名	十勝保健福祉事務所本別支所		齋藤 顕敏	
	本別町民生児童委員協議会	会長	井出 壬午	
	本別町在宅福祉ネットワーク連絡協議会		小泉 勝利	地域密着型サービス 運営部会
	本別町在宅介護者を支える会		遠山 文子	地域密着型サービス 運営部会
	本別町ボランティアセンター会議	事務局長	池田 健	事業評価部会
	本別町国民健康保険運営協議会		倉見 照彦	地域密着型サービス 運営部会
	本別町老人クラブ連合会		小川 健次	地域密着型 サービス運営部会
	本別町介護相談員		澤田 満	苦情調整部会
	身体障害者福祉協会本別町分会		(故) 田口 守	地域密着型 サービス運営部会
	チャレンジド・ネットワークほんべつ		新津 和也	事業評価部会
	本別町手をつなぐ親の会		千葉 妙子	事業評価部会
	本別町社会福祉協議会		山田 英雄	事業評価部会
(3) 介護サービス事 業者連絡会 2名	介護老人保健施設アメニティ本別		竹田 稔	
	グループホームあさひの里		木村 正子	
(4) その他会議の 目的に必要な者 3名	本別町自治会連合会	副会長	佐藤 猛	事業評価部会長 地域密着型サービス 運営部会長
	本別調停協会(家裁調停委員)	副会長	水谷 令子	苦情調整部会長
	人権擁護委員		福家 立雲	苦情調整部会
合計 22名				





第3期地域福祉計画

平成28年4月～平成33年3月

～人にやさしい、みんなが家族のまちづくりプラン～

平成28年3月発行

発行 本別町

編集 本別町総合ケアセンター

住所 〒089-3325 北海道中川郡本別町西美里別6-15

電話 0156-22-8520

FAX 0156-22-6811

E mail keasenk@town.honbetsu.hokkaido.jp

URL <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

